

葛城市こども計画
第3期葛城市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

葛 城 市

目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 市民の意見の反映と策定過程の公開	3
第2章 こども・子育てを取り巻く状況.....	5
1 総人口と年齢3区分別人口	5
2 人口構造	6
3 世帯の状況	8
4 ひとり親世帯の状況	9
5 出生の状況	9
6 女性の就業状況	11
7 人口の推計	12
8 こどもの人口推計	13
第3章 教育・保育事業、子育て支援サービス等の状況.....	14
1 幼児教育・保育サービスの状況	14
2 葛城市における主な子ども・子育て支援事業の状況	16
3 小学生児童への支援サービス	17
4 小中学校の状況	17
5 相談事業の状況	18
6 経済的支援の状況	19
第4章 ニーズ調査結果について.....	22
1 調査の概要	22
2 「葛城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の主な調査結果	23
3 「葛城市こどものアンケート調査」の主な調査結果	41

第5章 第2期計画の進捗状況及び課題整理..... 45

- 1 第2期計画の進捗状況 45
- 2 次期計画に向けた課題整理 47

第6章 計画のビジョンと施策の体系..... 49

- 1 計画のビジョン（基本理念） 49
- 2 計画の基本目標 50
- 3 施策の体系 51

第7章 施策の展開..... 52

- 1 子育て家庭への包括的支援体制の充実 52
- 2 こどもたちの健やかな成長を育む環境づくりの促進 59
- 3 親と子の健康づくりの推進 63
- 4 きめ細やかで切れ目のない支援の推進 68
- 5 こどもたちの安全を守り安心して住み続けられる環境づくり 74

第8章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 77

- 1 量の見込みと確保方策の考え方 77
- 2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育 81
- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項 85
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策 86

第9章 計画の推進体制..... 108

- 1 子ども・子育て会議の開催 108
- 2 庁内体制の整備 108
- 3 地域における取組や活動の連携 108
- 4 PDCAサイクルによる検証 109

第1章

計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化しています。また、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年4月には、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。この大綱に基づき、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求が図られることとされました。

さらには、日本を含むすべての国連加盟国が合意する、2030年の国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）」では、「福祉」や「教育」、「ジェンダー」等に17のゴールが定められており、その達成のため本市としてもこれまでの取組をさらに強化していく必要があります。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向を踏まえ「第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法等の理念に基づいた計画を策定いたします。

2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）では、2030年にあるべき未来を目指しています。本計画でも、SDGsの17ゴールのうち、主に「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に取り組んでいきます。

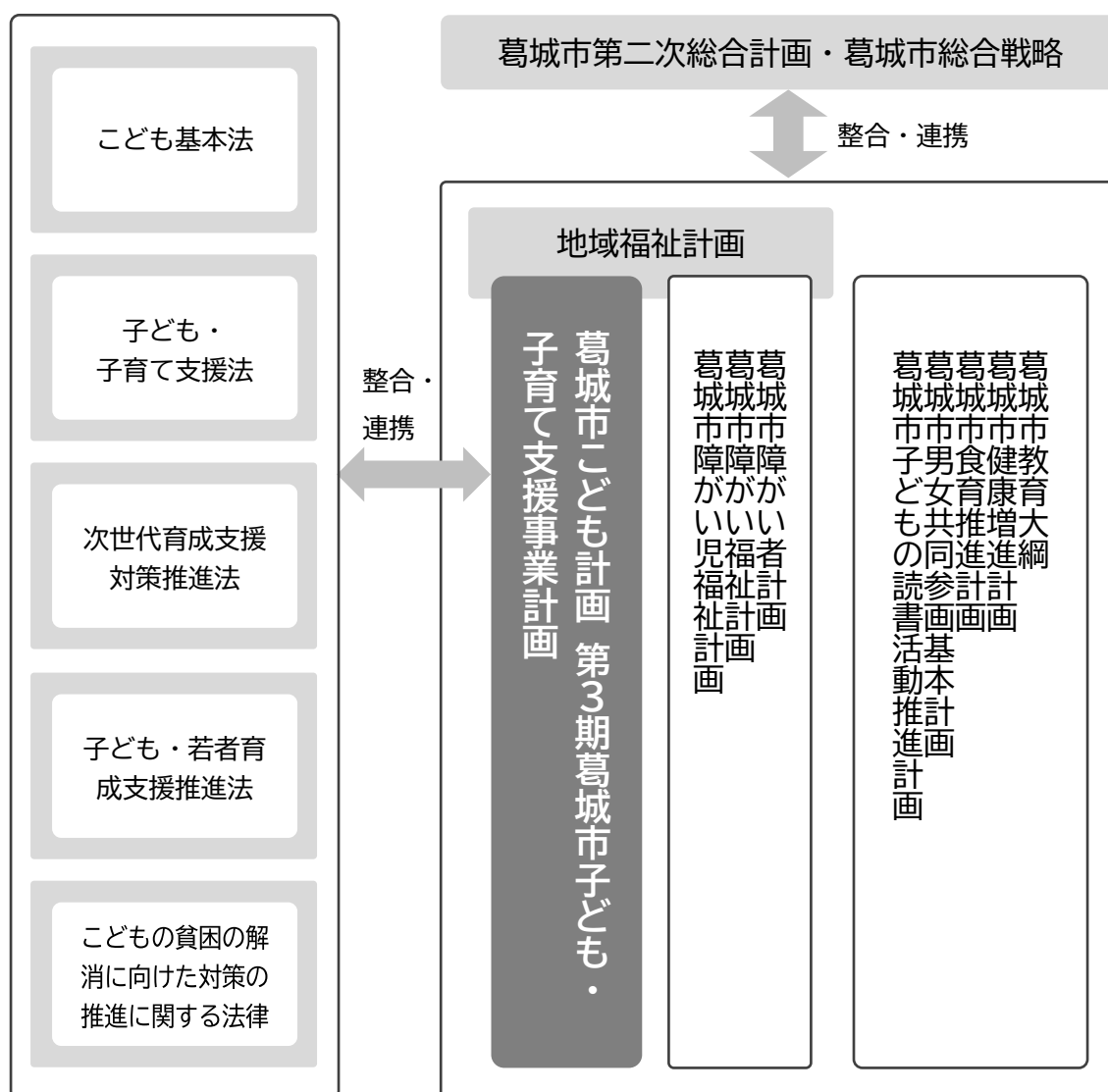
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、葛城市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画として策定するものです。また、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含しています。

本計画は、市政の最上位計画である「葛城市第二次総合計画」の部門計画として策定し、策定に当たっては、国・奈良県が策定した関連の計画や、市の各種計画等との整合・連携を図っています。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度を初年度とする令和11年度までの5か年とします。なお、今後の国及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議等での審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

計画期間

令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画					葛城市こども計画 第3期葛城市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の対象

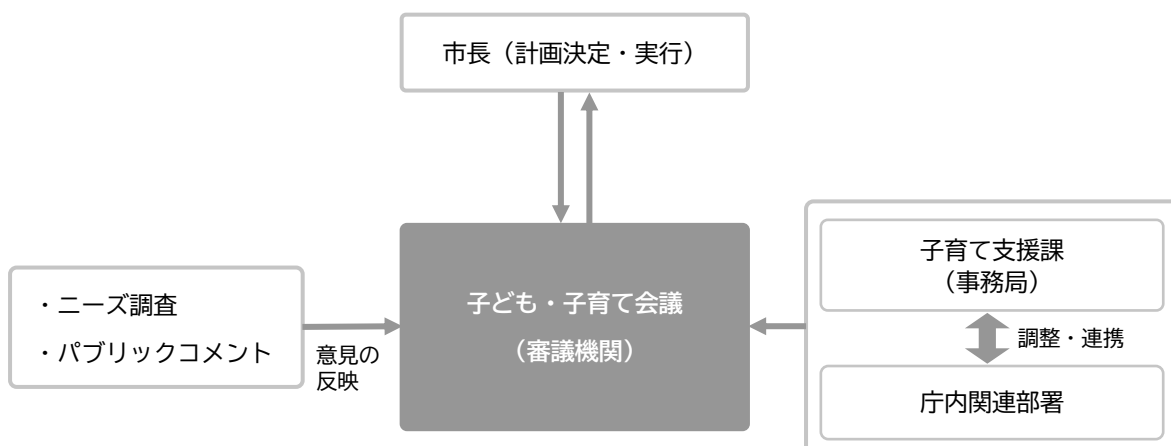
本計画では、こども基本法の理念に基づき、「こども」を特定の年齢にある者とするのではなく、「心身の発達の過程にある者」すべてとしています。これは、対象を特定の年齢に限定することで、必要なサポートが一定の年齢で途切れてしまうことを防ぐためです。

5 市民の意見の反映と策定過程の公開

(1) 「子ども・子育て会議」の開催

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こども・若者を取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

【計画の策定体制】



(2)「ニーズ調査」の実施

本計画の策定に伴い、市民の方の子ども・子育てに関する考えや意見を聞き、調査結果を計画策定を進める上での基礎資料として活用するために「葛城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

① 調査対象者と回収状況

就学前児童がいる世帯、小学生児童がいる世帯、葛城市内に住民登録のある小学生、中学生、高校生世代を対象にアンケート調査を実施しました。

就学前児童の保護者では1,500通配布し642通の回答が、小学生児童の保護者では500通配布し178通の回答が集まりました。

また、こども本人では971通配布し196通の回答が集まりました。

② 調査期間

保護者対象の調査は、令和6年1月29日から令和6年2月19日に実施し、こども本人対象の調査は、令和6年6月5日から令和6年6月24日に実施しました。

(3)パブリックコメントの実施

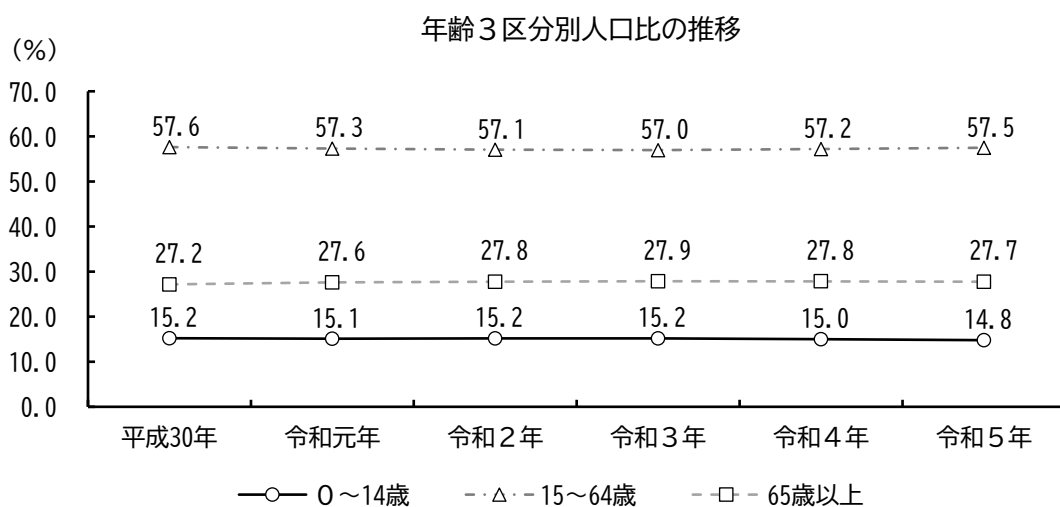
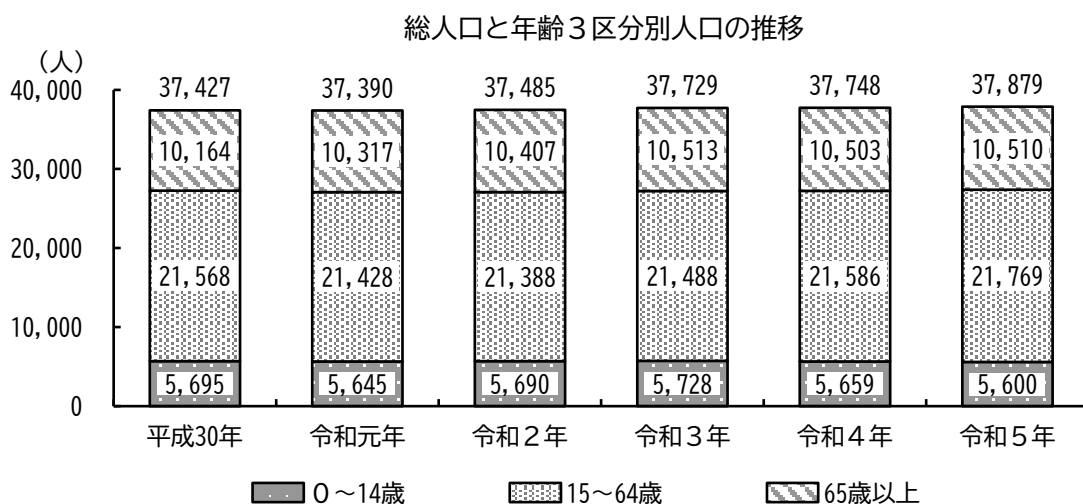
令和7年1月24日～2月12日にパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章

こども・子育てを取り巻く状況

1 総人口と年齢3区分別人口

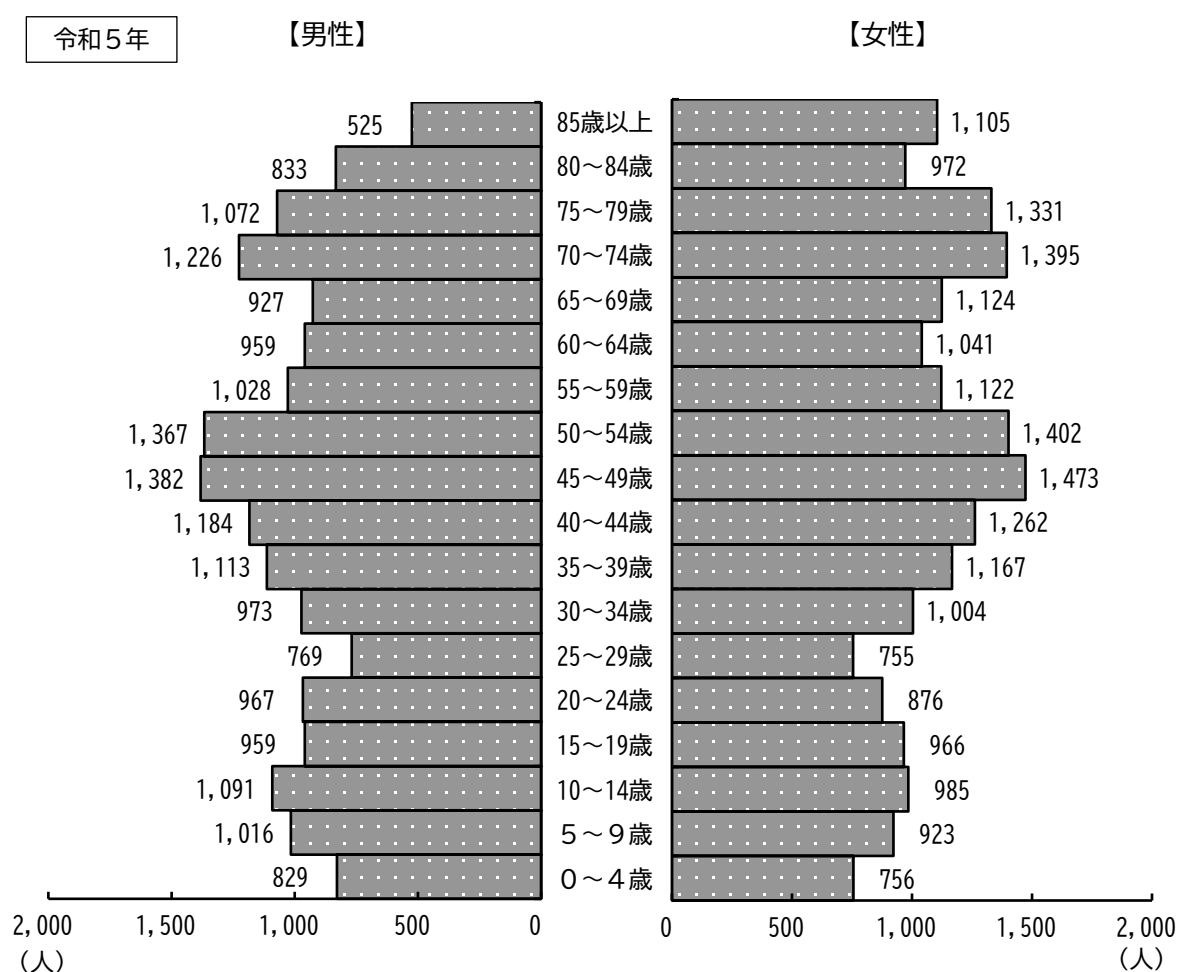
本市の総人口は微増しており、令和5年は37,879人となっています。人口を年齢3区分別でみると、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口は微増傾向となっており、0～14歳の年少人口は減少傾向にあります。年齢3区分別人口比をみると、65歳以上が占める割合は増加傾向にあり、総人口は微増する中、高齢化が進行していることがわかります。

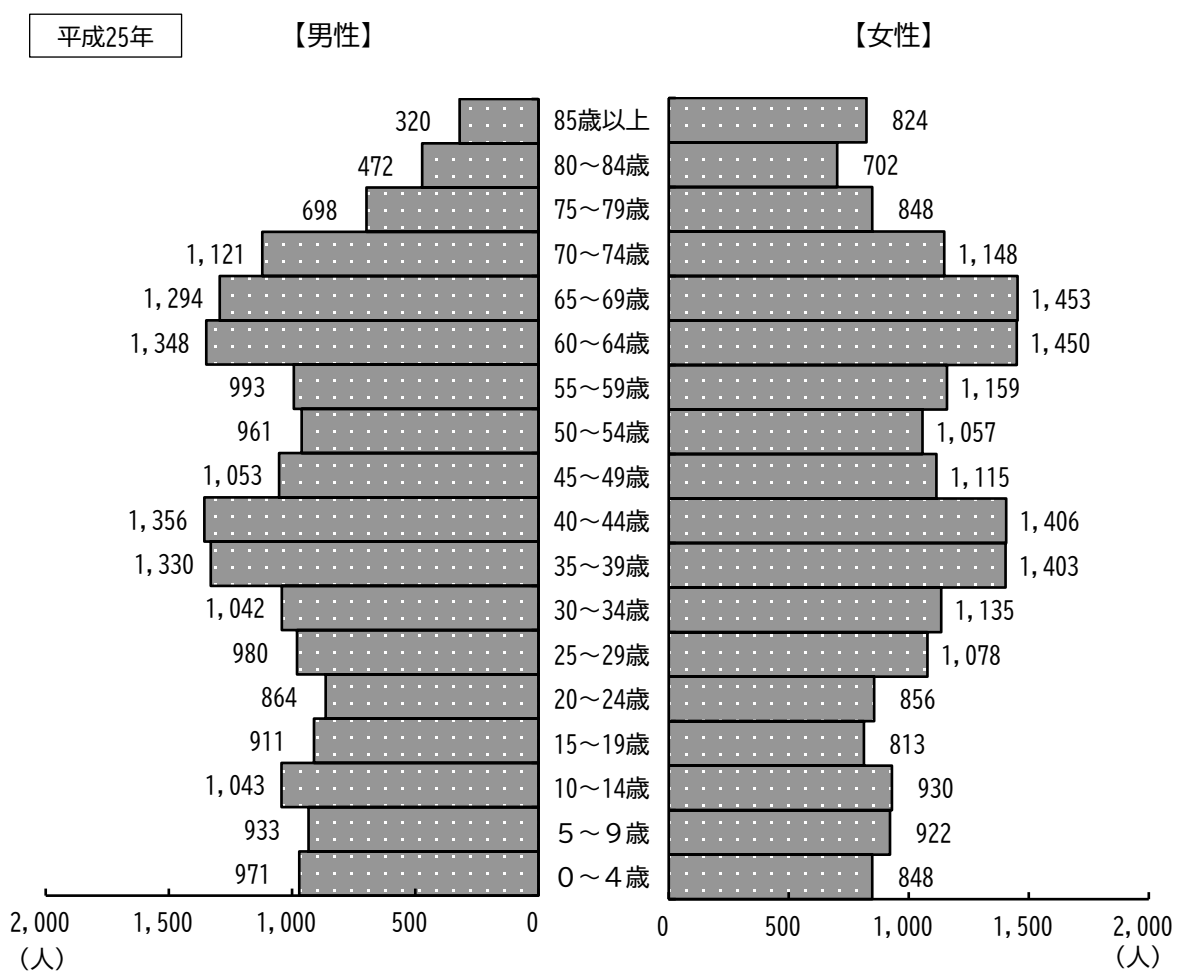


2 人口構造

令和5年と10年前の平成25年の人口ピラミッドを比較すると、“団塊の世代（昭和22～24年生まれ）”が後期高齢者の年齢になり、“団塊の世代”よりも人数が多い“団塊ジュニア（主に昭和47～49年生まれ）”は、50～54歳まで年齢が上がってきています。

人口ピラミッド（令和5年と平成25年の比較）

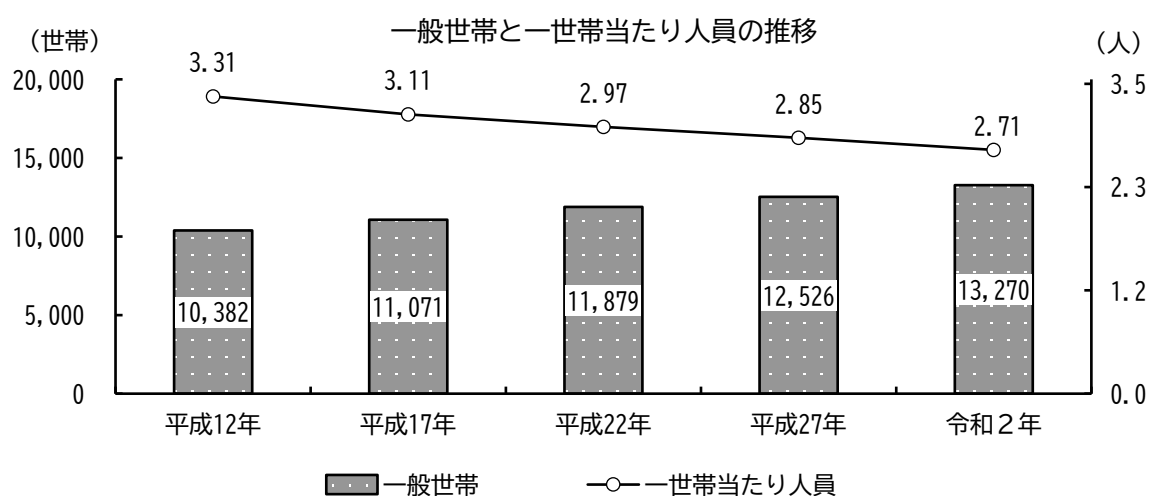




資料：住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）

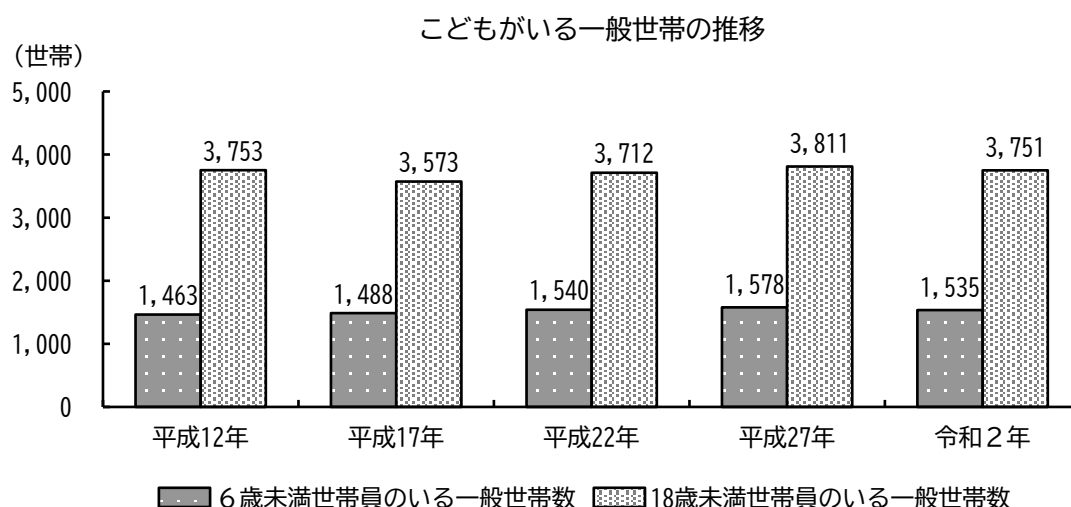
3 世帯の状況

本市の一般世帯（施設を除く、持ち家や借家に住む世帯、下宿や寮に住む単身者等）は上昇傾向にあり、令和2年の時点で13,270世帯となっています。一方、一世帯当たり人員は減少が続き、平成22年以降3.0人を下回り、世帯の細分化がみられます。こどもがいる一般世帯をみると、6歳未満の親族がいる一般世帯は増加傾向にあり、令和2年の時点で1,535世帯となっています。18歳未満の親族がいる一般世帯は平成12年から平成27年まで増減を繰り返しながら推移していましたが、平成27年から令和2年までの間は減少傾向となっており、令和2年の時点で3,751世帯という状況です。



※ 平成12年の世帯数については、旧新庄町と旧當麻町を合わせた値
一世帯当たり人員は一般世帯人員/一般世帯数で算出

資料：国勢調査

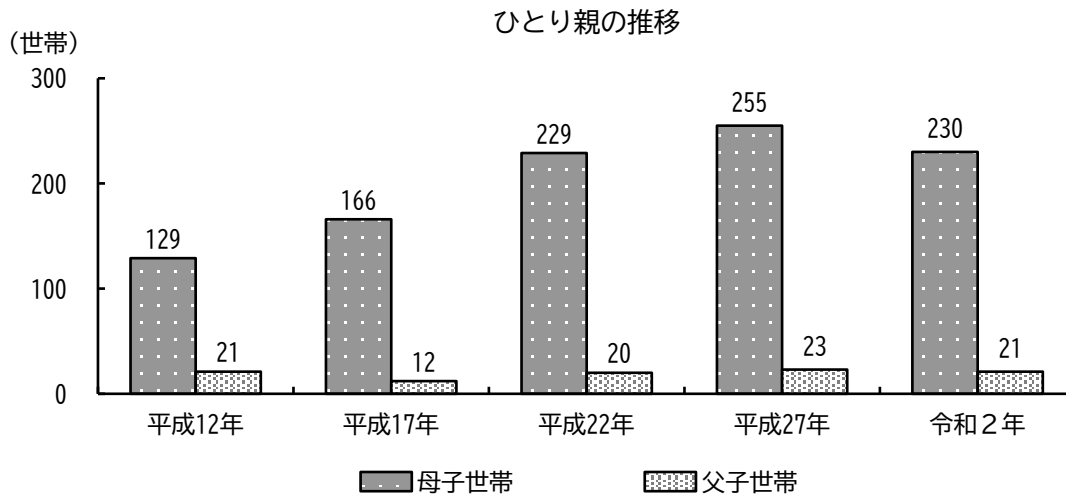


※ 平成12年の世帯数については、旧新庄町と旧當麻町を合わせた値

資料：国勢調査

4 ひとり親世帯の状況

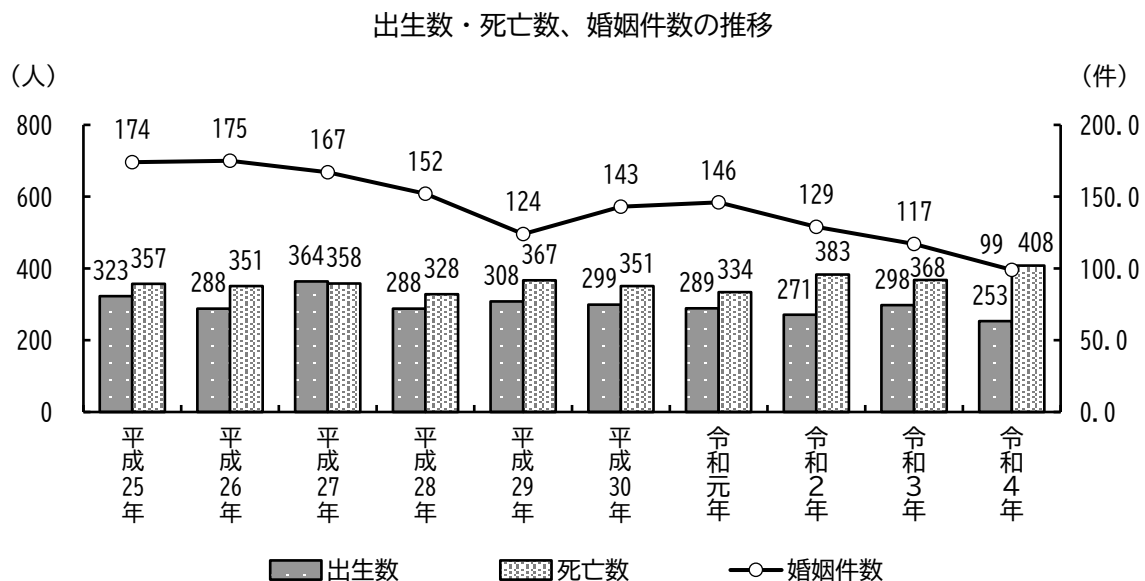
母子世帯は平成27年まで増加しており、令和2年の時点で230世帯となっています。一方、父子世帯は母子世帯に比べて少なく、20世帯前後で推移しています。



※ 平成12年の世帯数については、旧新庄町と旧當麻町を合わせた値
資料：国勢調査

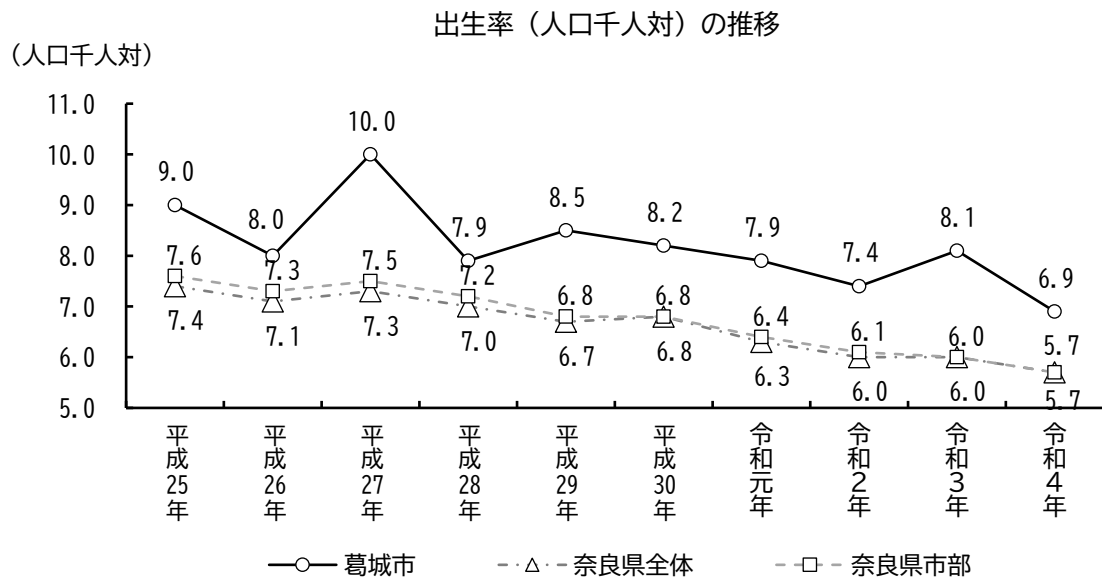
5 出生の状況

本市の出生数は、年によって多少のバラつきはありますが、300人前後で推移しています。近年、出生数よりも死亡数が上回る年が増え、自然増加数がマイナスとなる年が目立っています。こうした中、婚姻件数は減少傾向にあり、令和4年の時点で99件となっています。

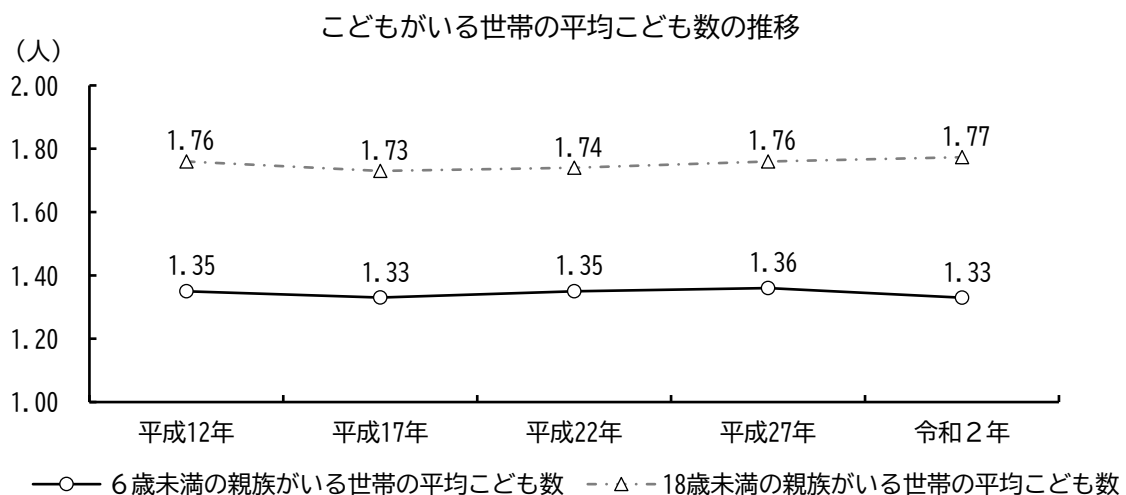


資料：奈良県保健衛生統計データ

本市の出生率（人口千人対）は、各年において奈良県全体、奈良県市部より高い値で推移しており、令和4年の時点では6.9%となっています。こどもがいる世帯の平均こども数は、近年横ばいで推移しています。



資料：奈良県保健衛生統計データ



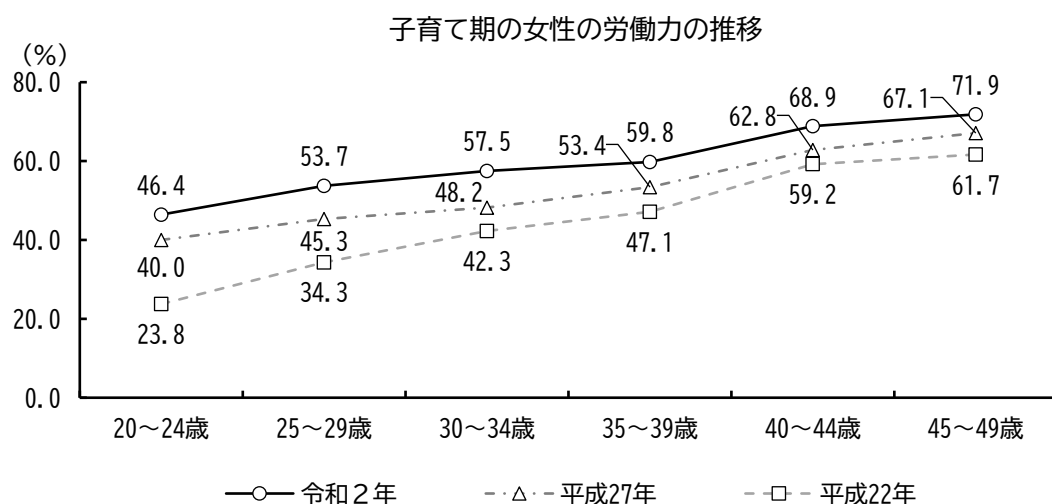
※ 平均こども数はそれぞれ6歳未満親族人員/6歳未満親族のいる一般世帯数、18歳未満親族人員/18歳未満親族のいる一般世帯数で算出

（平成12年については、旧新庄町と旧當麻町を合わせた値から算出）

資料：国勢調査

6 女性の就業状況

女性の就業率の推移について、令和2年は平成22年、平成27年に比べて、すべての年齢層で就業率が上昇しています。特に子どもがいる可能性が高いと想定される有配偶者が増える30～34歳では、令和2年と平成22年を比較すると15ポイント以上高くなっています。

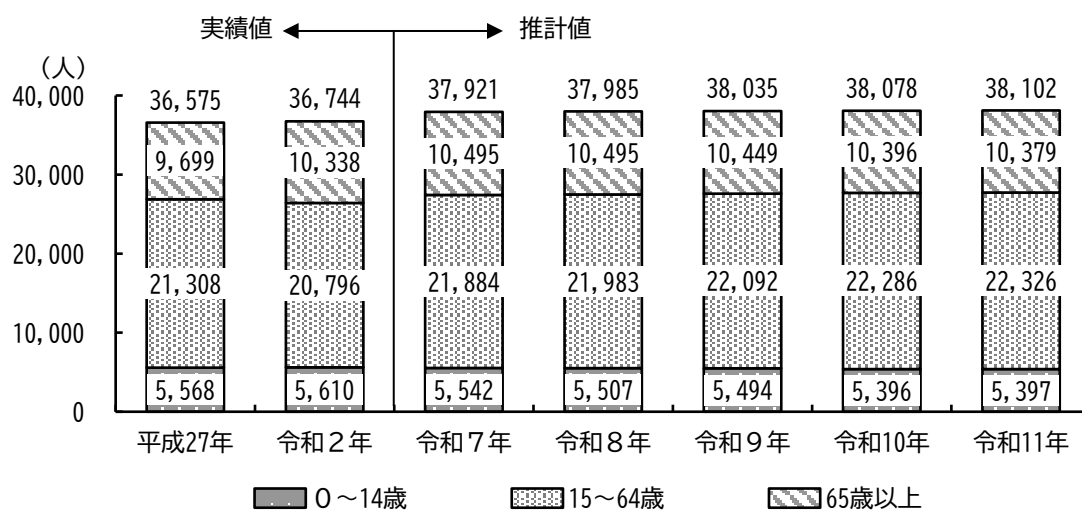


資料：国勢調査

7 人口の推計

令和2年と比べ令和7年は、15～64歳・65歳以上は増加し、0～14歳は減少する見込みとなっています。また、令和7年以降は0～14歳・65歳以上は減少、15～64歳は増加する見込みとなっています。本計画の最終年度となる令和11年には、0～14歳は5,397人になると推計されています。

総人口と年齢3区分別人口の推移結果

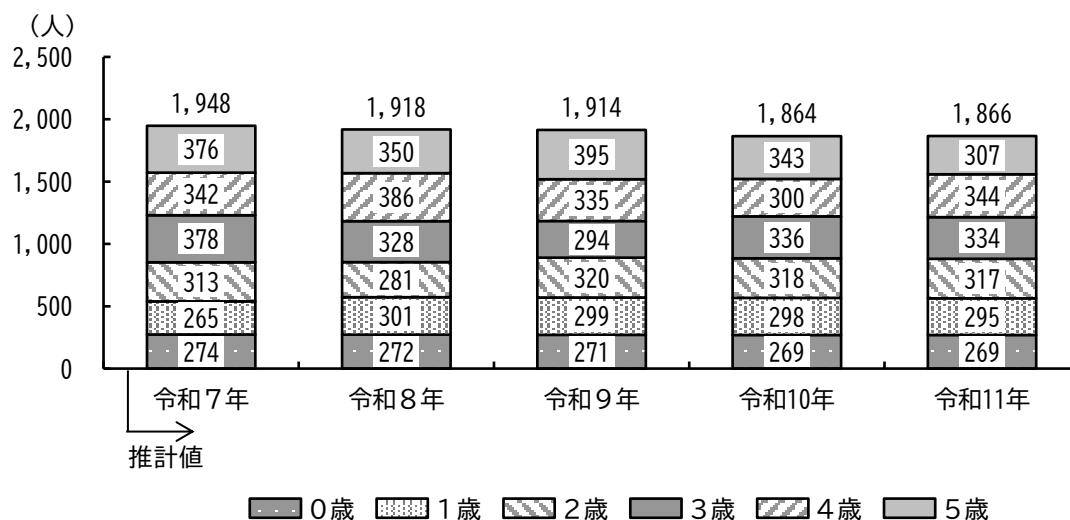


資料：平成27年、令和2年は国勢調査（各年10月1日）、
推計値はコーホート変化率法にて推計

8 こどもの人口推計

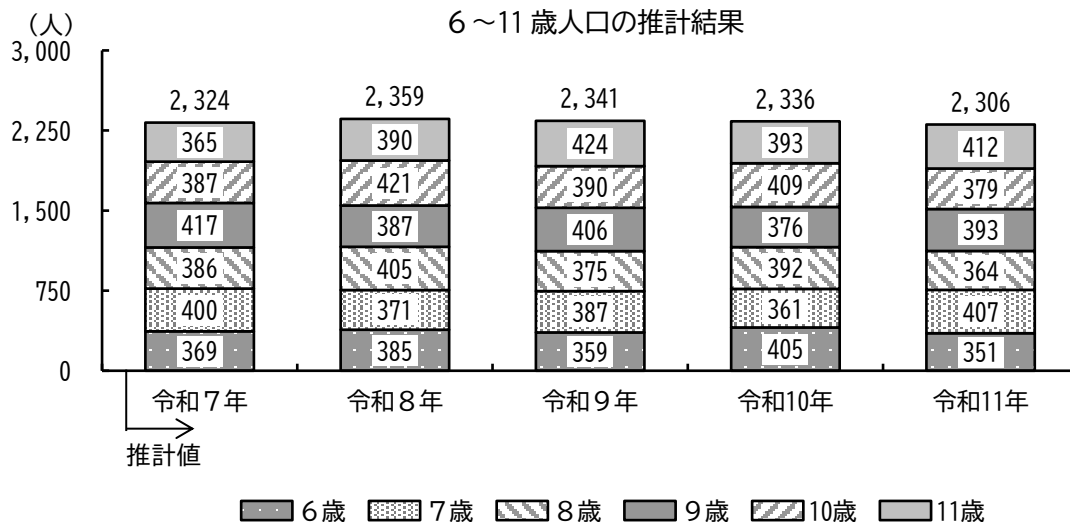
先の総人口及び年齢3区分別人口の推計結果において、令和7年から令和11年の各歳別をみると、0～5歳人口（未就学児童に該当）、6～11歳人口（小学生に該当）ともに増減を繰り返しながらも微減となることが予想されています。

0～5歳人口の推計結果



資料：コーホート変化率法にて推計

6～11歳人口の推計結果



資料：コーホート変化率法にて推計

第3章

教育・保育事業、子育て支援サービス等の状況

1 幼児教育・保育サービスの状況

市内の幼稚園（認定こども園の1号認定を含む）は6か所あり、その中で公立施設利用率は50%台前後で推移しています。令和4年度から定員数が公立、私立ともに減少していますが、これは令和4年度に公立幼稚園1園が認定こども園となったこと、令和5年度に私立幼稚園1園が認定こども園となったことによるものです。

一方、保育所（園）（認定こども園の2号・3号認定を含む）は令和5年度には10か所に増加し、定員弾力化（最低基準を満たすことを前提に、認可定員を超過して入所できるようにすること）により、定員数よりも入所児童数が多くなっている状態が続いていますが、定員充足率は令和3年度をピークに減少傾向にあります。これは、令和4年度に私立の小規模保育事業所2カ所が新たに開園したこと、並びに公立の幼稚園1園が認定こども園となったこと、令和5年度には私立の幼稚園1園が認定こども園となったことによるものです。

また、令和4年度からの定員充足率について、公立・私立の偏りが大きくなっています。これは、令和4年度については、公立幼稚園が認定こども園となり、定員数が増となりましたが、利用希望が定員内に留まったこと、令和5年度については、老朽化がすすむ公立保育所2カ所の統廃合予定を発表したことにとともに、私立施設への利用希望が増したと考えられます。

【市内の幼稚園・認定こども園】

			令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
幼稚園数（か所）	公立		5	5	5	5	5
	私立		0	1	1	1	1
定員数（人）	公立		770	770	800	600	600
	私立		0	255	255	255	170
入園園児数（人）	計		409	590	569	529	445
公立	3歳児	—	121	115	103	91	95
	4歳児	—	130	128	126	108	99
	5歳児	—	158	134	132	125	112
私立	3歳児	市内	0	21	24	23	11
		市外	0	54	39	41	26

			令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	4 歳児	市内	0	19	23	25	18
		市外	0	46	58	37	38
	5 歳児	市内	0	21	19	22	19
		市外	0	53	46	57	27
利用率 (%)		公立	53.1	49.0	45.1	54.0	51.0
		私立	0	83.9	82.0	80.4	81.8

※ 各年度5月1日現在（資料：学校基本調査）

※ 認定こども園1号を含む

※ 令和3年度 公立幼稚園1園の建替え完了による保育室増

※ 令和4年度 公立幼稚園1園が認定こども園となる

※ 令和5年度 私立幼稚園1園が認定こども園となる

【市内の保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業所】

			令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
保育施設数 (か所)	公立		3	3	3	4	4
	私立		3	3	3	5	6
	計		6	6	6	9	10
定員数 (人)	公立		380	380	380	498	498
	私立		470	470	470	528	578
	計		850	850	850	1,026	1,076
入所児童数 (人)	公立	市内のこども	403	389	416	426	429
		市外のこども	2	0	2	0	1
	私立	市内のこども	544	515	523	536	583
		市外のこども	48	41	35	23	47
	計		997	945	976	985	1,060
	0歳児		41	26	26	31	40
	1～2歳児		346	317	310	333	352
	3～5歳児		610	602	640	621	668
定員充足率 (%)	公立		106.5	102.3	110.0	85.5	86.3
	私立		125.9	118.2	118.7	105.8	108.9

※ 各年度4月1日現在

※ 認定こども園を含む（1号以外）

※ 令和4年度 公立幼稚園1園が認定こども園となる

小規模保育事業所2施設が新規開園

老朽化がすすむ公立保育所2カ所の統廃合予定を発表

※ 令和5年度 私立幼稚園1園が認定こども園となる

2 葛城市における主な子ども・子育て支援事業の状況

葛城市では、未就園児のいる子育て世帯が孤立しないために、葛城市子育て支援センター、磐城児童館、おでかけ広場（葛城市福祉総合ステーション）では、親子が自由に遊びながらゆったりと過ごせる場を「つどいの広場」として実施しています。また、「年齢別つどい」では、同じ年の子どもをもつ親子のつどいとして、情報交換の場や親同士のつながりを支援しています。また、子育てサークルの活動を通じて、親子が子育ての楽しさや悩みを共有できるよう、サークルの開設を勧めていくことも重要となっています。

子育ての助けをしてほしい人（利用会員）と、子育てのお手伝いができる人（援助会員）がそれぞれ会員となり、相互に助け合っていく「ファミリー・サポート・クラブ」が組織されています。延べ利用者数は増加する傾向にあります。クラブの活動を推進していくために、市民に事業内容をさらに啓発していく必要があります。

初めて子育てをしている母親と子どもを対象に、子育て仲間と話し合ったり、育児について学んだりすることで、育児の不安やストレスの軽減を図ることを目的とした支援プログラム（BP1プログラム）を実施しています。

【地域子育て支援拠点事業（未就園児童）】

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
延べ参加者数	つどいの広場 (人)	7,991	5,798	5,971	8,927	11,168
	年齢別つどい (組)	868	143	588	753	670

【ファミリー・サポート・クラブ】

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用件数（件）	81	64	98	113	107
延べ利用者数（人）	229	276	421	407	347

【第1子の親子を対象とした支援プログラム（BP1プログラム）】

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施回数（回）	20	20	20	12	17
参加者数（人）	282	266	268	165	218

3 小学生児童への支援サービス

昼間に保護者が労働等で不在のため、保育できない家庭の小学校児童を対象に、健全な遊びや生活の指導、一定時間保育を実施する学童保育所が5か所あります。令和4年度に定員数を720人に増加し、以降登録人数は定員数を下回っている状態です。

【学童保育所】

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
学童保育所数	5	5	5	5	5
定員数(人)	640	640	640	720	720
登録人数(人)	742	722	687	644	679

※ 各年度4月1日現在

4 小中学校の状況

市内には小学校が5か所、中学校が2か所あります。小・中学校ともに特別支援学級に通う児童数・生徒数は、横ばいで推移しています。特色ある学校づくりを目指して、組織的・継続的な協働体制の確立を進めていくことが重要となっています。

【小学校】

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
在籍児童数(人)	2,404	2,368	2,345	2,357	2,348
新庄小学校	825	820	818	816	813
忍海小学校	310	302	310	320	336
新庄北小学校	276	260	247	235	221
磐城小学校	716	719	720	754	748
當麻小学校	277	267	250	232	230
特別支援学級の児童数(人)	103	115	116	116	110
新庄小学校	33	43	44	45	43
忍海小学校	12	11	12	13	12
新庄北小学校	11	14	13	11	11
磐城小学校	30	33	36	37	33
當麻小学校	17	14	11	10	11

※ 各年度5月1日現在(資料:学校基本調査)

※ 特別支援学級の児童数は内数

【中学校】

		R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
在籍生徒数（人）		1,055	1,103	1,161	1,127	1,128
	新庄中学校	572	626	685	670	665
	白鳳中学校	483	477	476	457	463
特別支援学級の生徒数（人）		46	41	41	36	48
	新庄中学校	26	22	22	19	24
	白鳳中学校	20	19	19	17	24

※ 各年度5月1日現在（資料：学校基本調査）

※ 特別支援学級の生徒数は内数

5 相談事業の状況

令和5年度の家庭児童相談の内訳は、電話による相談が1,215件、来所189件、訪問303件、その他336件となっています。関係機関で組織された要保護児童対策地域協議会は、代表者会議のほか、進行管理会議、個別ケース会議で構成されています。協議会では各会議を通じて関係機関が緊密に連携し、きめ細やかな支援を行っています。

【家庭児童相談】

	来所	電話	訪問	その他
相談件数（件）	189	1,215	303	336

※ 令和5年度

【要保護児童対策地域協議会】

	代表者会議	進行管理会議	個別ケース会議
開催回数（回）	1	4	13

※ 令和5年度

6 経済的支援の状況

国の制度として、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当が支給されています。18歳未満のこどものいる生活保護世帯数は、令和5年度には158世帯となっています。子育てに関わる経済的負担の軽減を目指して、経済的な支援を行う各種手当や助成制度の周知を一層行う必要があります。

本市の小学生における就学援助認定者数は、令和3年度以降増加しており、令和5年度で認定者数は347人、認定率は14.8%となっています。中学生における就学援助認定者数は増加傾向にあり、令和5年度で認定者数は192人、認定率は17.0%となっています。

【児童手当】

		第1子	第2子	第3子以降
児童手当 (人)	3歳未満	271	293	122
	3歳以上から小学校終了前まで	1,458	1,190	422
	中学生	611	365	49
特例給付 (人)	3歳未満	5	3	4
	3歳以上から小学校終了前まで	36	37	12
	中学生	19	23	2

※ 令和5年度

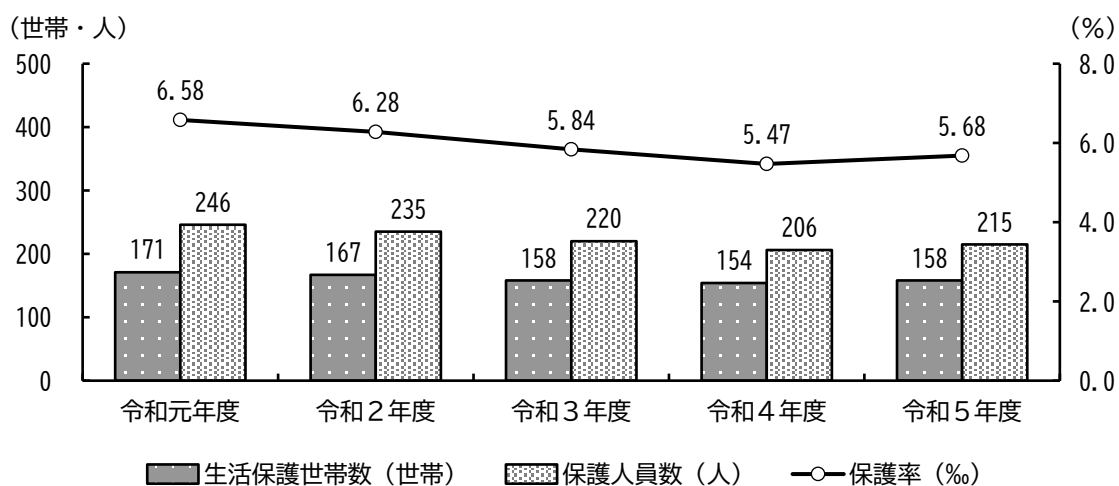
※ 特例給付とは、児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例として月額一律5,000円が支給されることをいいます。

【児童扶養手当・特別児童扶養手当】

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
受給者数(人)	277	198
全部支給停止者数(人)	62	15

※ 令和5年度

【18歳未満のこどもがいる生活保護世帯の状況】



※ 各年度4月1日現在

【生活保護世帯の進学者】

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
高校進学対象人数 (人)	1	1	2	0	0
高校進学人数 (人)	0	1	2	0	0
大学進学対象人数 (人)	1	3	0	0	1
大学進学人数 (人)	1	1	0	0	0

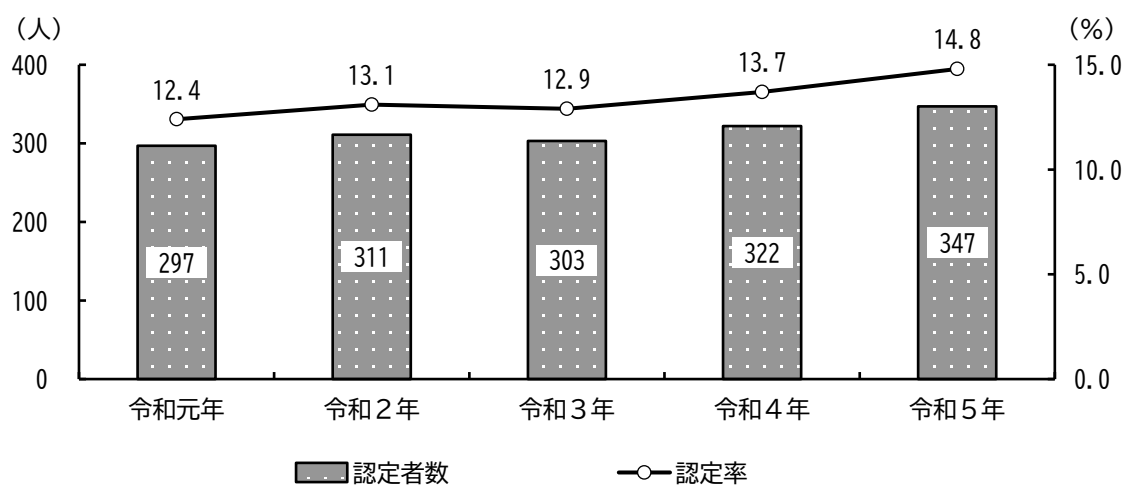
※ 庁内資料

【障がい児福祉手当】

受給対象者数 (人)	24
受給延人数 (人)	272

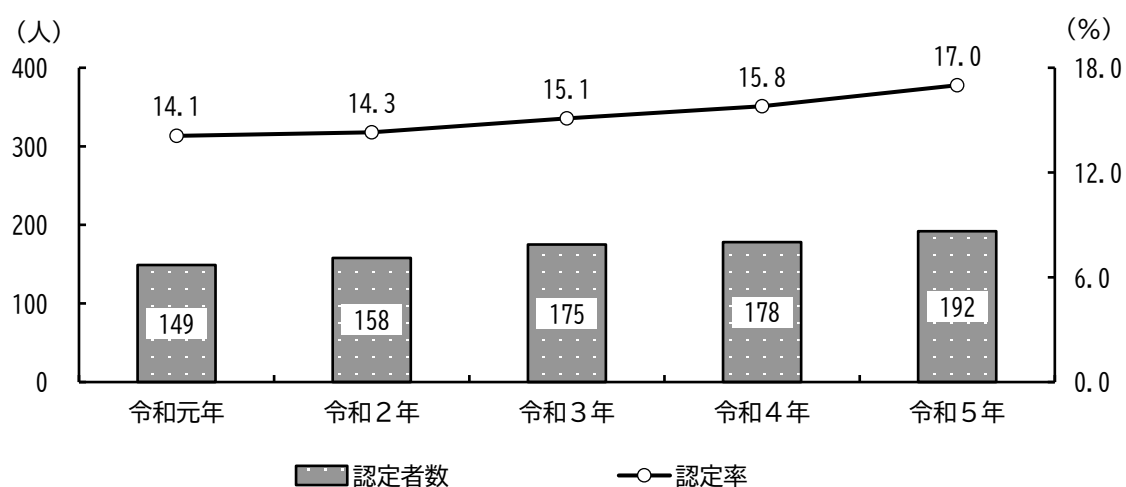
※ 令和5年度

【就学援助認定者数（小学生）の推移】



※ 認定率は生徒全体のうち何%が利用しているか
 ※ 庁内資料

【就学援助認定者数（中学生）の推移】



※ 認定率は生徒全体のうち何%が利用しているか
 ※ 庁内資料

第4章

ニーズ調査結果について

1 調査の概要

令和7年度から令和11年度を計画期間とする「葛城市こども計画 第3期葛城市子ども・子育て支援事業計画」策定に当たり、子育て中の皆様の子育ての状況やニーズなどをより的確に把握するため、市民アンケート調査を実施しました。

(1) 葛城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■調査対象 就学前児童：就学前児童がいる世帯
小学生児童：小学生児童がいる世帯

■調査期間 令和6年1月29日から令和6年2月19日

■調査方法 郵送による配布・回収

■調査方法

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	1,500通	642通	42.8%
小学生児童	500通	178通	35.6%

(2) 葛城市こどものアンケート調査

■調査対象 葛城市内に住民登録のある小学5年生、中学2年生、高校生世代

■調査期間 令和6年6月5日から令和6年6月24日

■調査方法 インターネットによる回答

■調査方法

	配布数	有効回答数	有効回答率
こども本人	971通	196通	20.2%

2 「葛城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の主な調査結果

(1) 就学前児童

① 子育て（教育を含む）を主に担っている人

「父母ともに」の割合が62.5%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が36.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加しています。一方、「主に母親」の割合が減少しています。

父母ともに

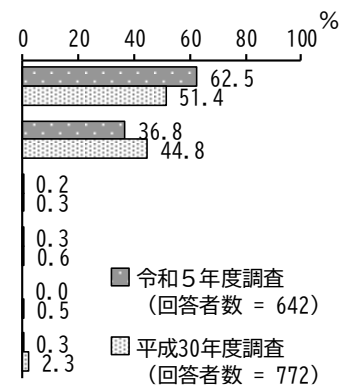
主に母親

主に父親

主に祖父母

その他

無回答

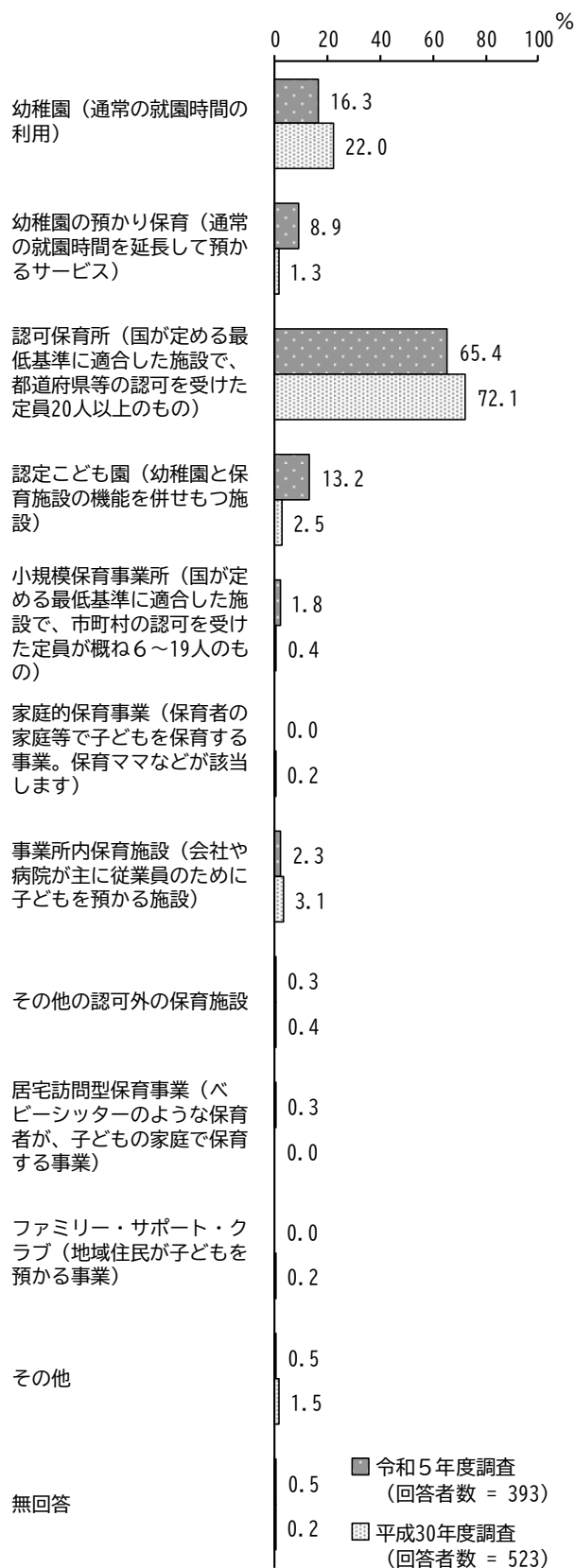


② 年間を通じて「定期的に」利用している事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で、都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が65.4%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が16.3%、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せもつ施設）」の割合が13.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かるサービス）」「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せもつ施設）」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」

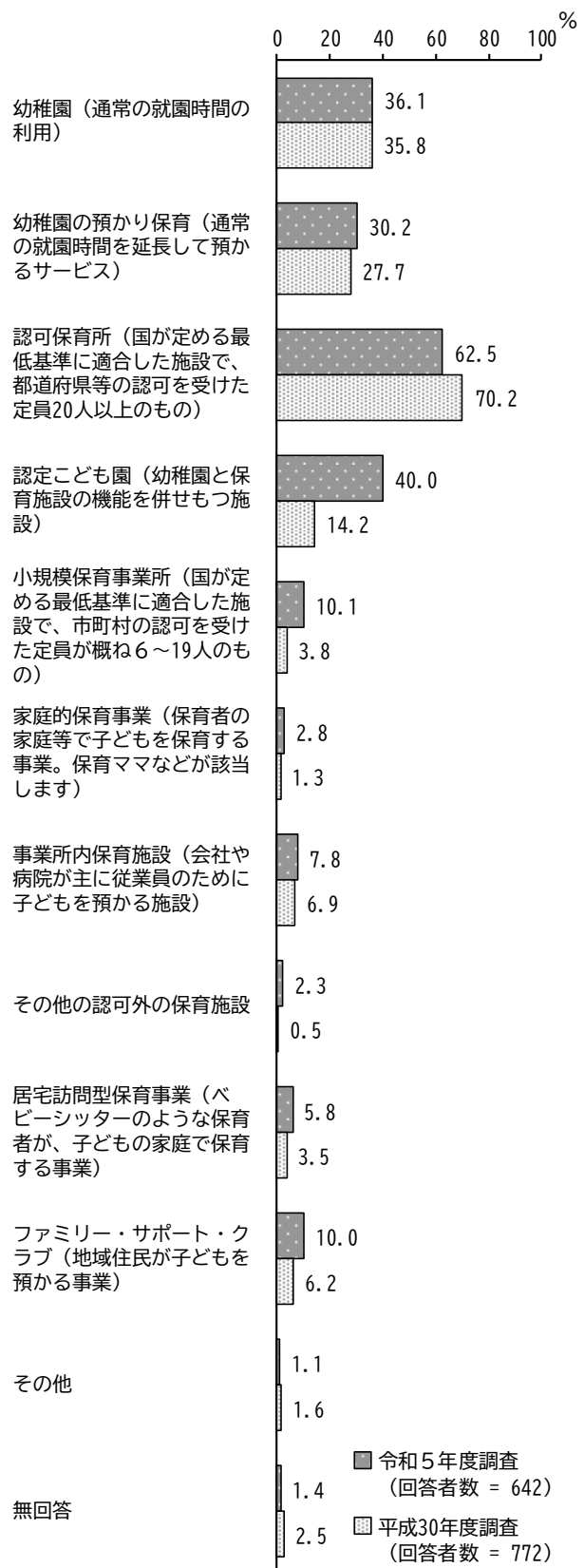
「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で、都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が減少しています。



③ 現在、利用している、利用していないにかかわらず、
平日の教育・保育事業で「定期的に」利用したいと考える事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で、都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が62.5%と最も高く、次いで「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せもつ施設）」の割合が40.0%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が36.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せもつ施設）」「小規模保育事業所（国が定める最低基準に適合した施設で、市町村の認可を受けた定員が概ね6～19人のもの）」の割合が増加しています。一方、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で、都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が減少しています。

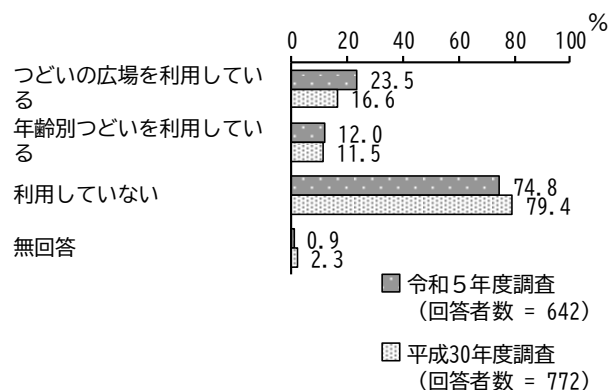


④ 現在、地域子育て支援拠点事業を利用しているか

「利用していない」の割合が 74.8%と最も高く、次いで「つどいの広場を利用している」の割合が 23.5%、「年齢別つどいを利用している」の割合が 12.0%となっています。

なお、保育園や認定こども園等の「定期的な保育事業」を利用しているかどうか別に結果をみると、「定期的な保育事業」利用者でつどいの広場を利用している方は 5.6%、「定期的な保育事業」未利用者でつどいの広場を利用している方は 51.6%となっています。同様に、「定期的な保育事業」利用者で年齢別つどいを利用している方は 1.3%、「定期的な保育事業」未利用者で年齢別つどいを利用している方は 28.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「つどいの広場を利用している」の割合が増加しています。

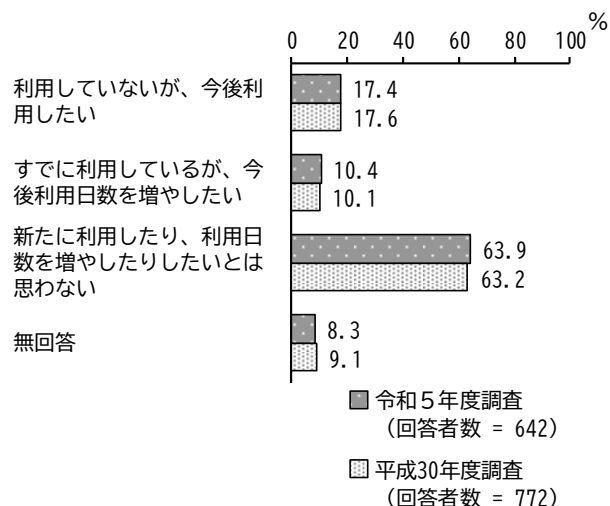


⑤ 地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいか

「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」の割合が 63.9%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 17.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が 10.4%となっています。

なお、保育園や認定こども園等の「定期的な保育事業」を利用しているかどうか別に結果をみると、「定期的な保育事業」利用者で「利用していないが、今後利用したい」と考えている方は 14.2%、「定期的な保育事業」未利用者で「利用していないが、今後利用したい」と考えている方は 22.6%となっています。

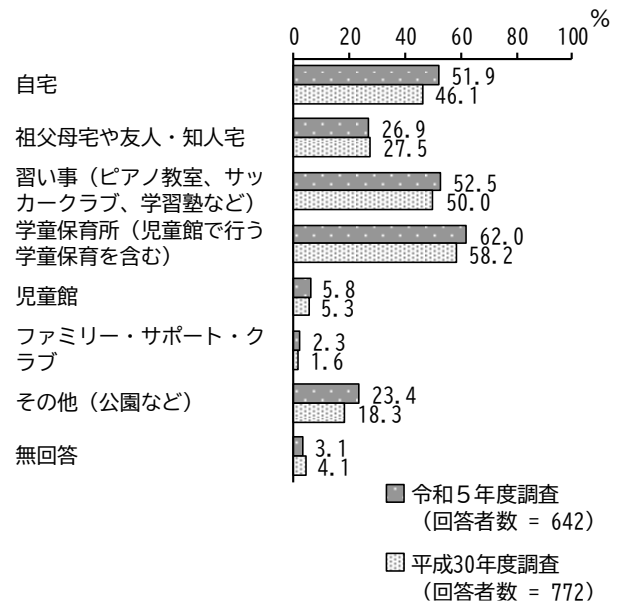
平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑥ 小学生になった場合、放課後の時間を過ごさせたい場所
(1～3年生のとき)

「学童保育所（児童館で行う学童保育を含む）」の割合が62.0%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が52.5%、「自宅」の割合が51.9%となっています。

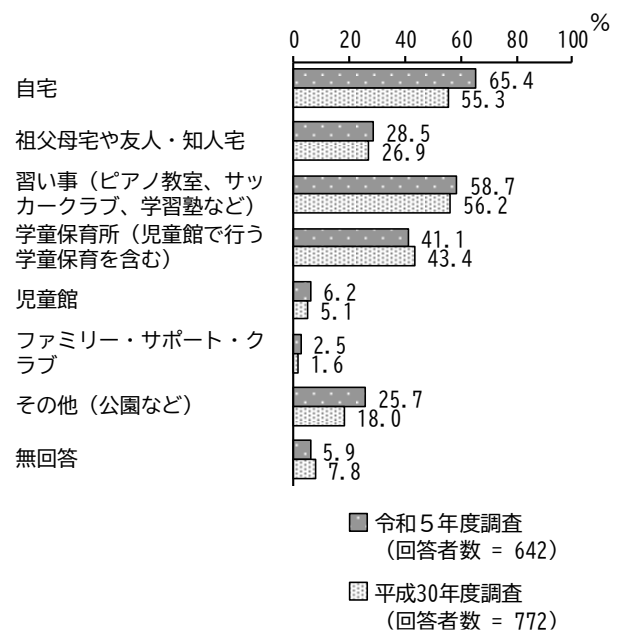
平成30年度調査と比較すると、「自宅」「その他（公園など）」の割合が増加しています。



⑦ 小学生になった場合、放課後の時間を過ごさせたい場所
(4～6年生のとき)

「自宅」の割合が65.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が58.7%、「学童保育所（児童館で行う学童保育を含む）」の割合が41.1%となっています。

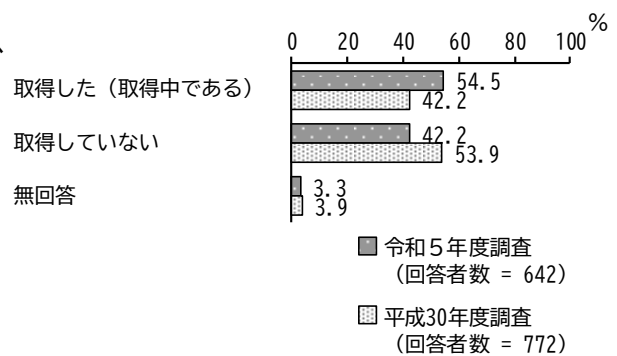
平成30年度調査と比較すると、「自宅」「その他（公園など）」の割合が増加しています。



⑧ 育児休業の取得状況（母親）

「取得した(取得中である)」の割合が 54.5%、
「取得していない」の割合が 42.2%となっています。

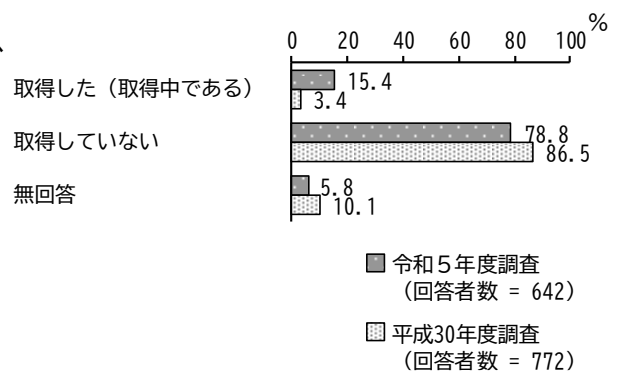
平成30年度調査と比較すると、「取得した(取得中である)」の割合が増加しています。



⑨ 育児休業の取得状況（父親）

「取得した(取得中である)」の割合が 15.4%、
「取得していない」の割合が 78.8%となっています。

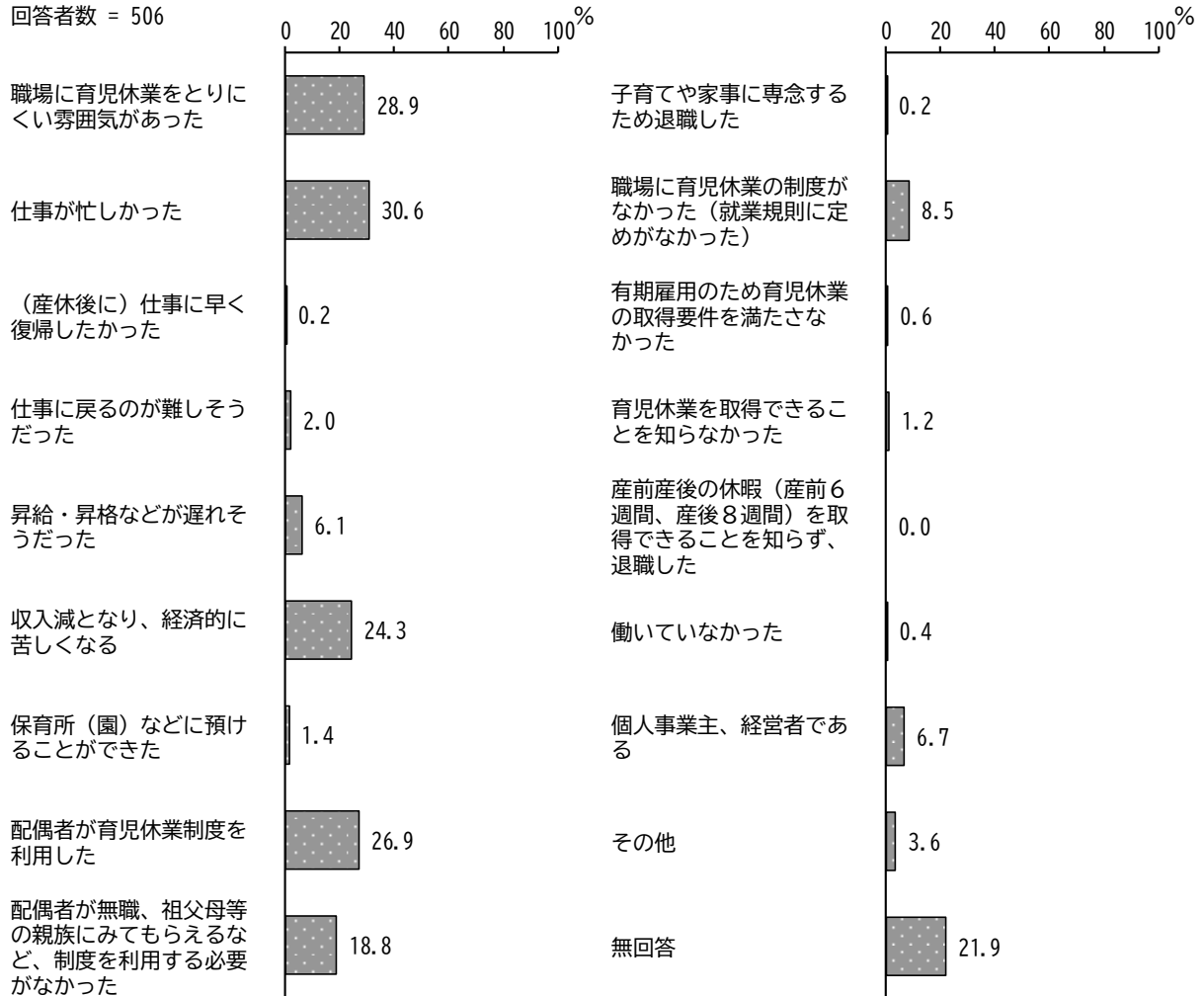
平成30年度調査と比較すると、「取得した(取得中である)」の割合が増加しています。



⑩ 取得していない理由（父親）

「仕事が忙しかった」の割合が30.6%と最も高く、次いで「職場に育児休業をとりにくい雰囲気があった」の割合が28.9%、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が26.9%となっています。

回答者数 = 506

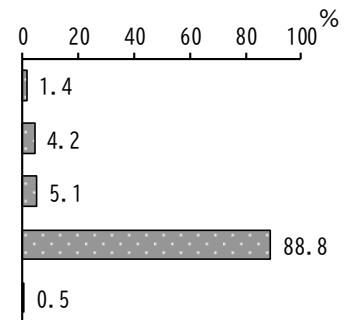


⑪ 過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがあったか

“あった”（「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」を足した割合）が 10.7% となっています。

回答者数 = 642

よくあった
ときどきあった
まれにあった
まったくなかった
無回答

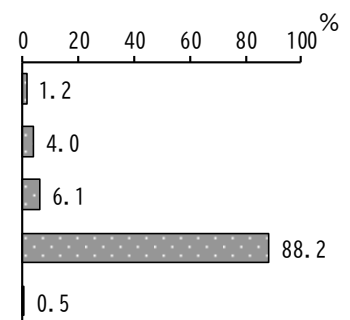


⑫ 過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことがあったか

“あった”（「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」を足した割合）が 11.3% となっています。

回答者数 = 642

よくあった
ときどきあった
まれにあった
まったくなかった
無回答

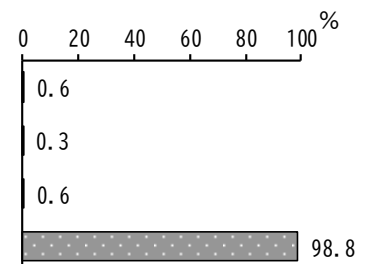


⑬ 過去1年の間に、以下の料金について、経済的な理由で未払いになったことがあったか

「無回答」が 98.8%となっており、それ以外の 1.2%の回答者が、過去1年間で公共料金が未払いとなったことがある状況です。

回答者数 = 642

電気料金
ガス料金
水道料金
無回答

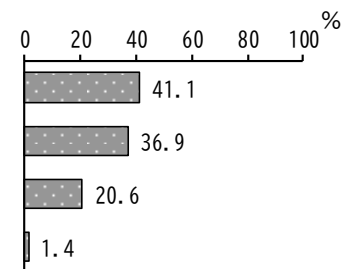


⑭ 「こどもの権利」の認知度

「名前も内容も知っている」の割合が 41.1%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が 36.9%、「知らない」の割合が 20.6%となっています。

回答者数 = 642

名前も内容も知っている
名前は知っているが内容は知らなかった
知らない
無回答

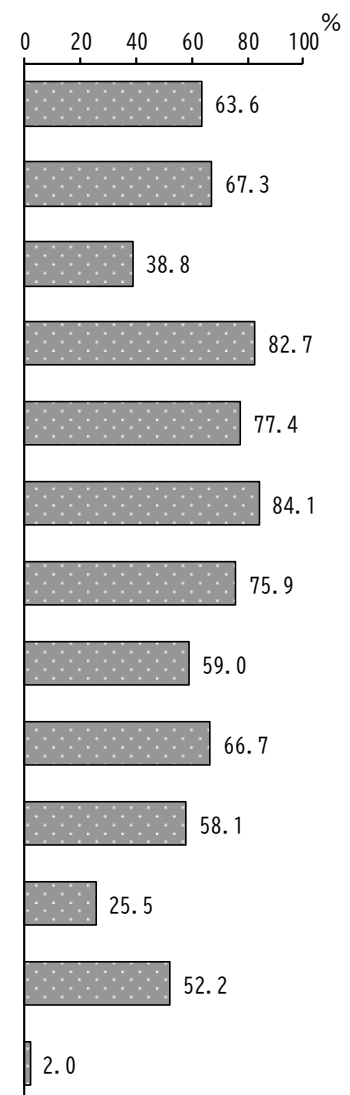


⑮ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと

「自分の考えを自由に言えること」の割合が 84.1%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が 82.7%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が 77.4%となっています。

回答者数 = 642

人種や性別、宗教などで差別されないこと
障がいのある子が差別されないこと
こどもが知りたいことを隠さないこと
暴力や言葉で傷つけないこと
家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと
自分の考えを自由に言えること
人と違う自分らしさが認められること
自分の秘密が守られること
自分のことは自分で決められること
自由な時間をもつこと
自由な呼び掛けでグループを作り集まれること
必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられる
無回答

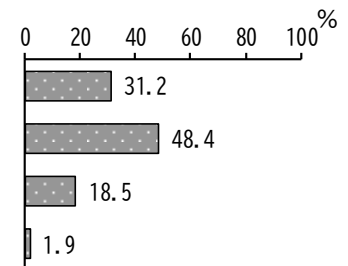


⑩ 「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が
十分にあり」

「2」の割合が 48.4%と最も高く、次いで「1
そう思わない」の割合が 31.2%、「3
そう思
う」の割合が 18.5%となっています。

回答者数 = 642

そう思わない 1
↑
↓
そう思う 3
無回答

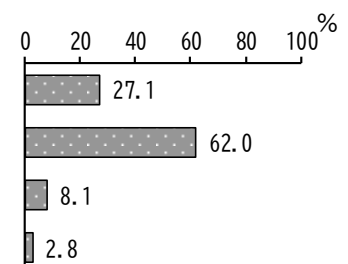


⑪ 「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への
参加・包容（インクルージョン）が推進されている」

「2」の割合が 62.0%と最も高く、次いで「1
そう思わない」の割合が 27.1%となっています。

回答者数 = 642

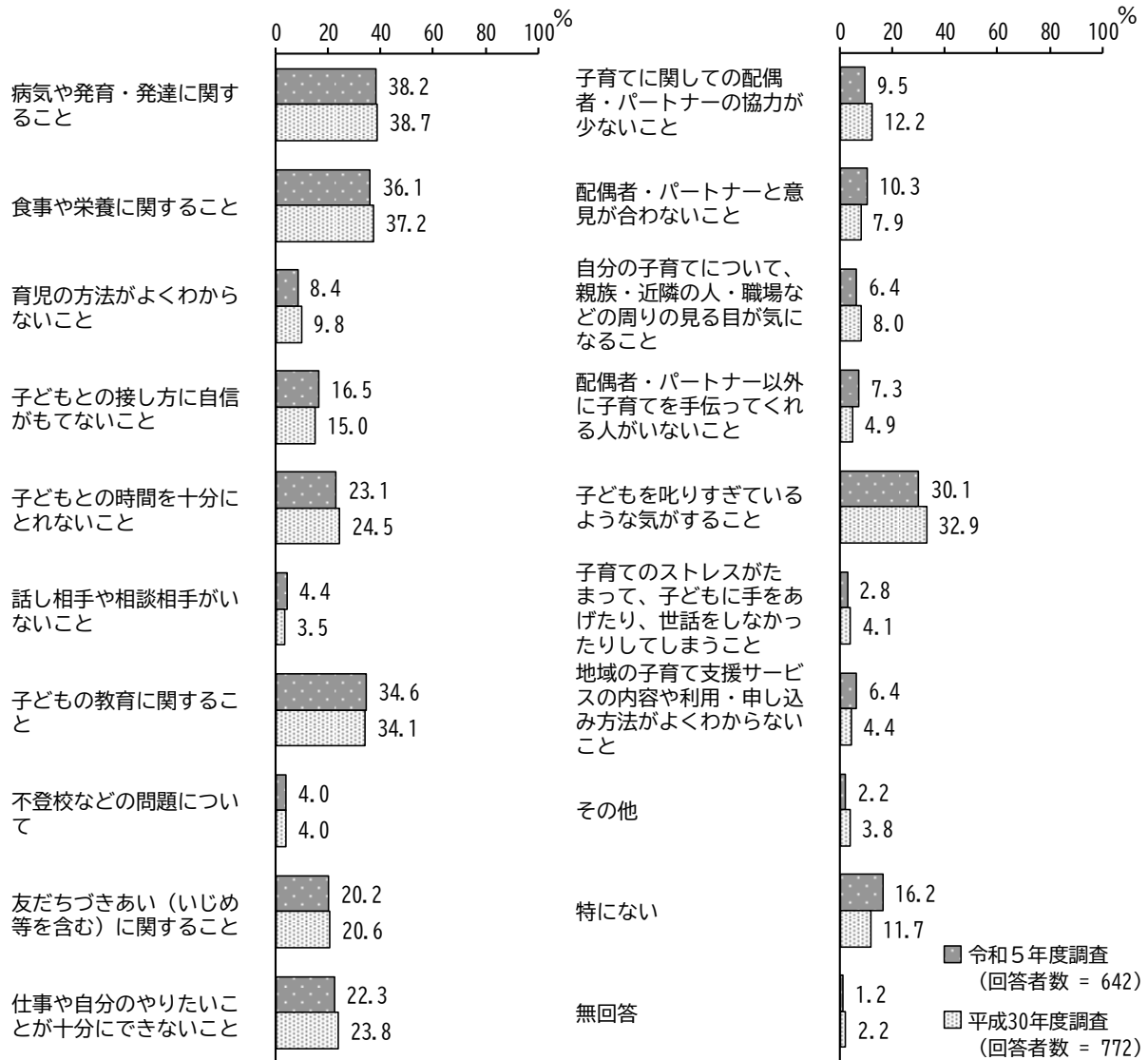
そう思わない 1
↑
↓
そう思う 3
無回答



⑱ 日常悩んでいること、または、気になること

「病気や発育・発達に関すること」の割合が38.2%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」の割合が36.1%、「子どもの教育に関すること」の割合が34.6%となっています。

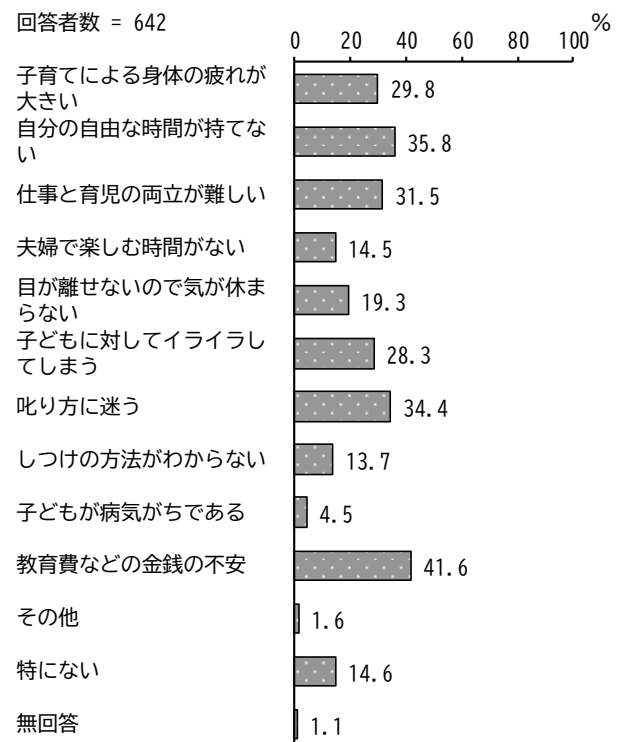
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑱ 子育てにおける不安や悩み

「教育費などの金銭の不安」の割合が 41.6%と最も高く、次いで「自分の自由な時間が持てない」の割合が 35.8%、「叱り方に迷う」の割合が 34.4%となっています。

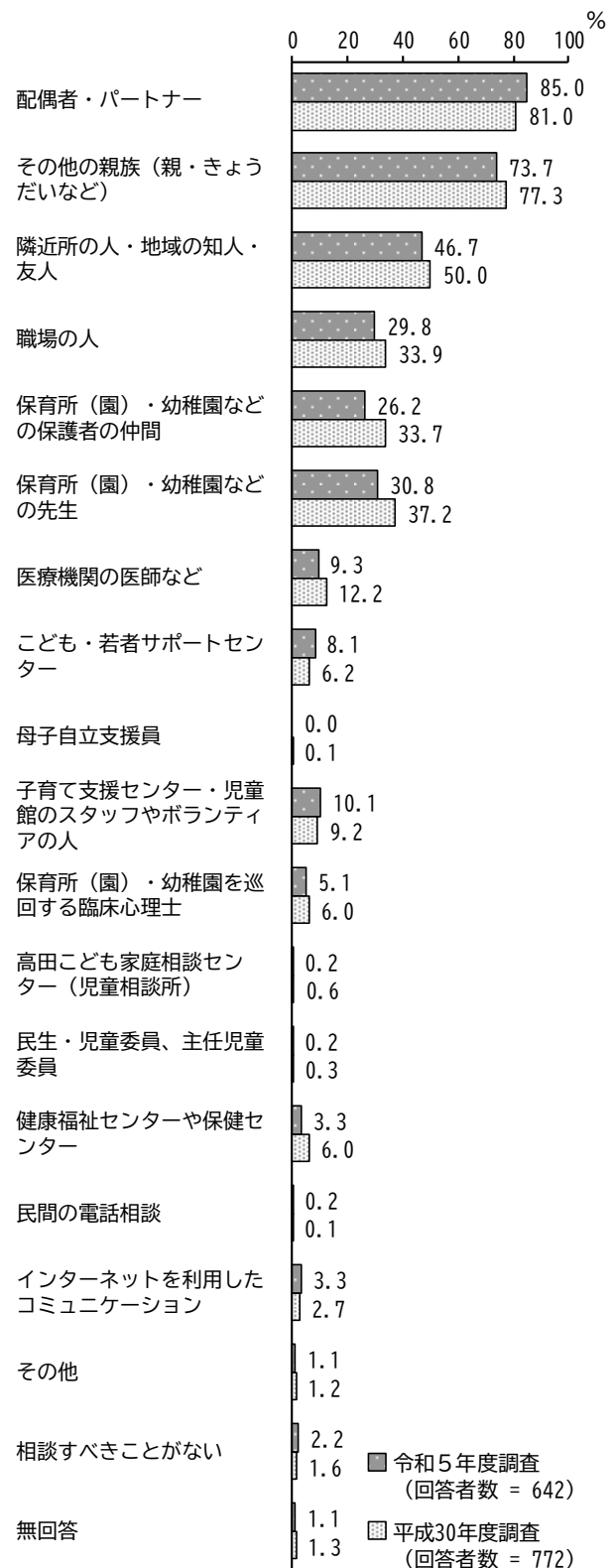
回答者数 = 642



⑳ 子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる先

「配偶者・パートナー」の割合が85.0%と最も高く、次いで「その他の親族（親・きょうだいなど）」の割合が73.7%、「隣近所の人・地域の知人・友人」の割合が46.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「保育所（園）・幼稚園などの保護者の仲間」「保育所（園）・幼稚園などの先生」の割合が減少しています。

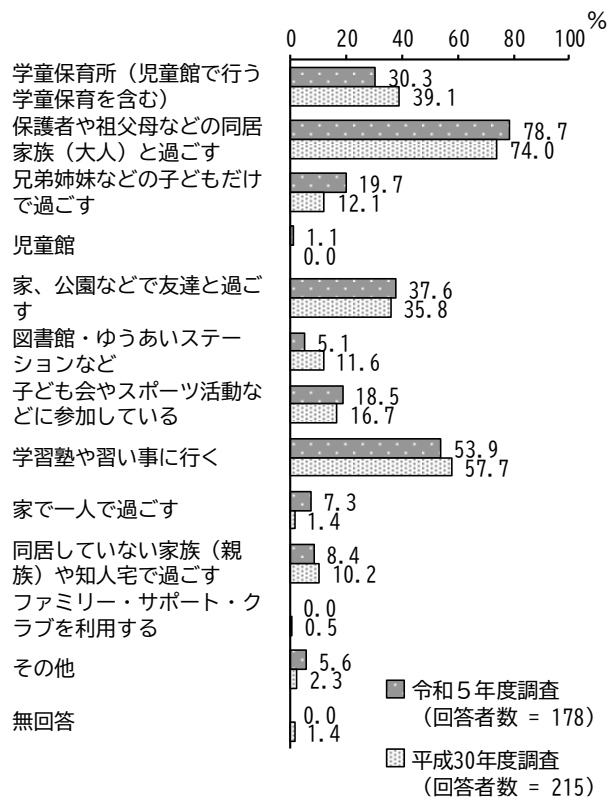


(2) 小学生児童

① 放課後や休日を主にどのような場所で過ごしているか

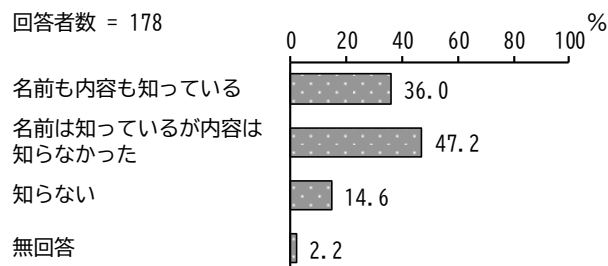
「保護者や祖父母などの同居家族（大人）と過ごす」の割合が 78.7%と最も高く、次いで「学習塾や習い事に行く」の割合が 53.9%、「家、公園などで友達と過ごす」の割合が 37.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「兄弟姉妹などの子どもだけで過ごす」「家で一人で過ごす」の割合が増加しています。一方、「学童保育所（児童館で行う学童保育を含む）」「図書館・ゆうあいステーションなど」の割合が減少しています。



② 「こどもの権利」の認知度

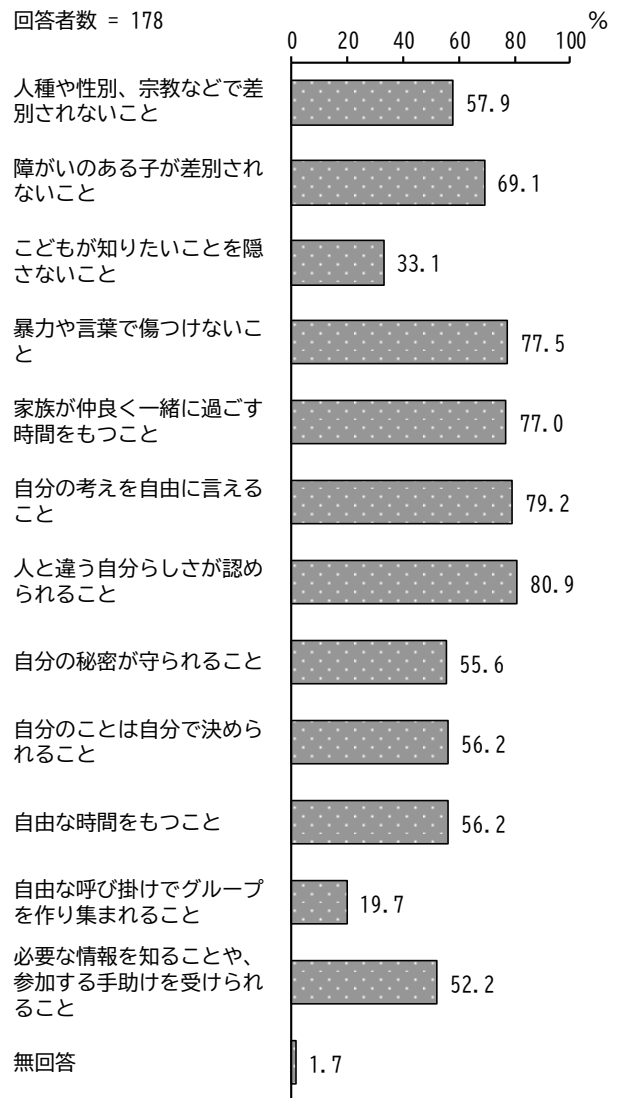
「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が 47.2%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が 36.0%、「知らない」の割合が 14.6%となっています。



③ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと

「人と違う自分らしさが認められること」の割合が 80.9%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が 79.2%、「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が 77.5%となっています。

回答者数 = 178



④ 「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」

「2」の割合が 47.2%と最も高く、次いで「1
そう思わない」の割合が 39.9%、「3 そう思う」
の割合が 11.2%となっています。

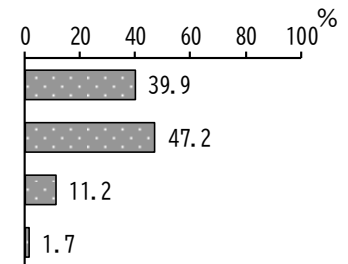
回答者数 = 178

1 そう思わない

2

3 そう思う

無回答



⑤ 「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されている」

「2」の割合が 53.4%と最も高く、次いで「1
そう思わない」の割合が 33.7%、「3 そう思う」
の割合が 10.7%となっています。

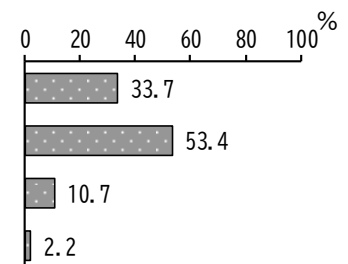
回答者数 = 178

1 そう思わない

2

3 そう思う

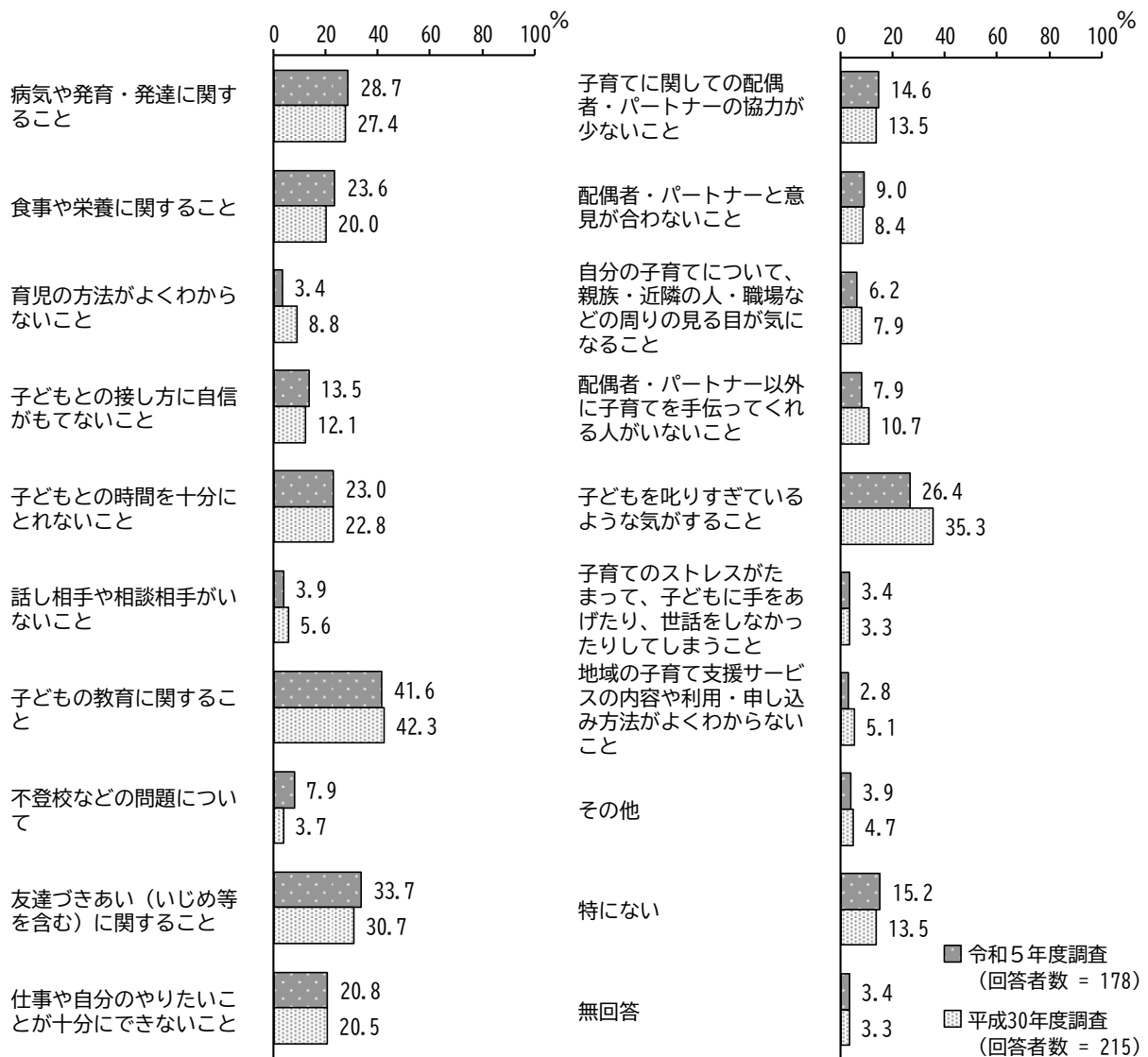
無回答



⑥ 子育てに関して、日常悩んでいること、または、気になること

「子どもの教育に関すること」の割合が41.6%と最も高く、次いで「友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」の割合が33.7%、「病気や発育・発達に関すること」の割合が28.7%となっています。

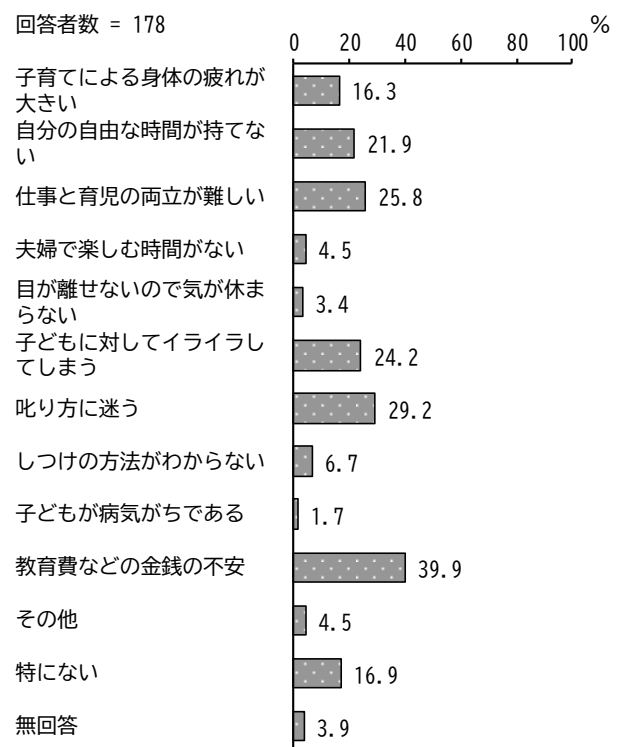
平成30年度調査と比較すると、「育児の方法がよくわからないこと」「子どもを叱りすぎているような気がする」との割合が減少しています。



⑦ 子育てにおける不安や悩み

「教育費などの金銭の不安」の割合が 39.9%と最も高く、次いで「叱り方に迷う」の割合が 29.2%、「仕事と育児の両立が難しい」の割合が 25.8%となっています。

回答者数 = 178

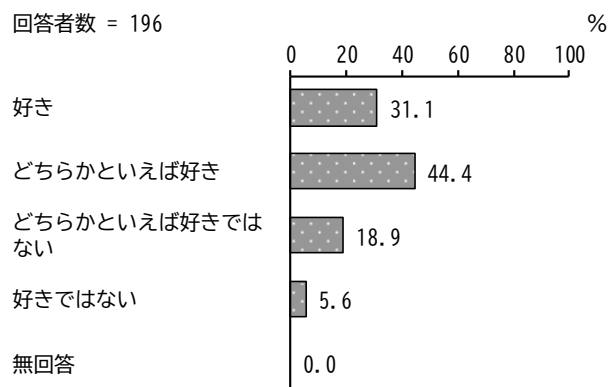


3 「葛城市こどものアンケート調査」の主な調査結果

① 自分のことが好きか

「どちらかといえば好き」の割合が 44.4%と最も高く、次いで「好き」の割合が 31.1%、「どちらかといえば好きではない」の割合が 18.9%となっています。

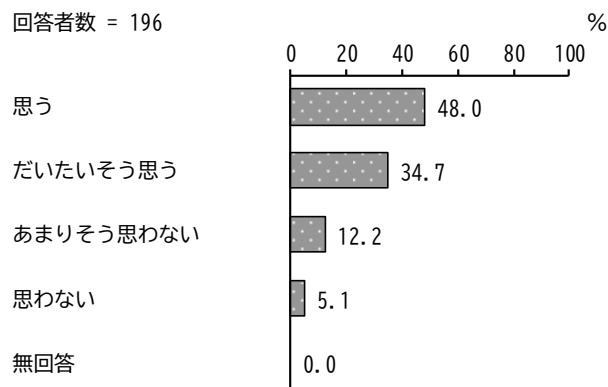
回答者数 = 196



② 自分には良いところがあるか

「思う」の割合が 48.0%と最も高く、次いで「だいたいそう思う」の割合が 34.7%、「あまりそう思わない」の割合が 12.2%となっています。

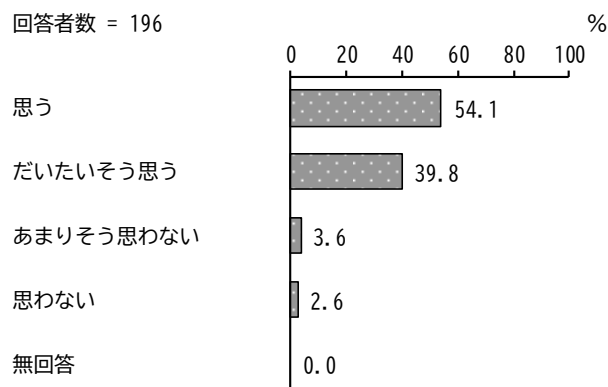
回答者数 = 196



③ まわりの人から大切にされていると思うか

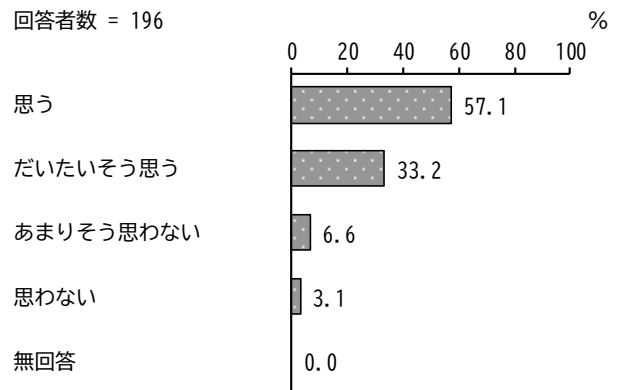
「思う」の割合が 54.1%と最も高く、次いで「だいたいそう思う」の割合が 39.8%となっています。

回答者数 = 196



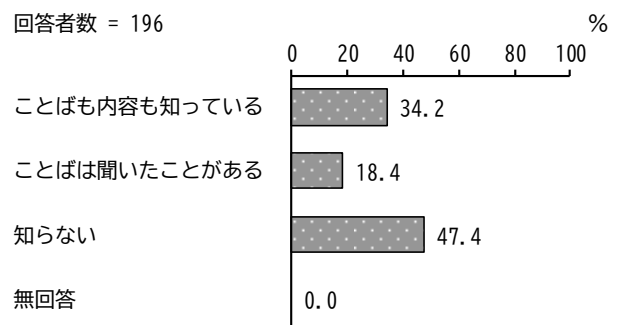
④ 家庭で考えや思っていることを聞いてもらっていると思うか

「思う」の割合が 57.1%と最も高く、次いで「だいたいそう思う」の割合が 33.2%となっています。



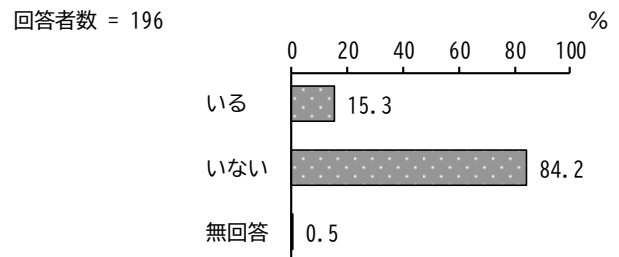
⑤ 「ヤングケアラー」ということばの認知度

「知らない」の割合が 47.4%と最も高く、次いで「ことばも内容も知っている」の割合が 34.2%、「ことばは聞いたことがある」の割合が 18.4%となっています。



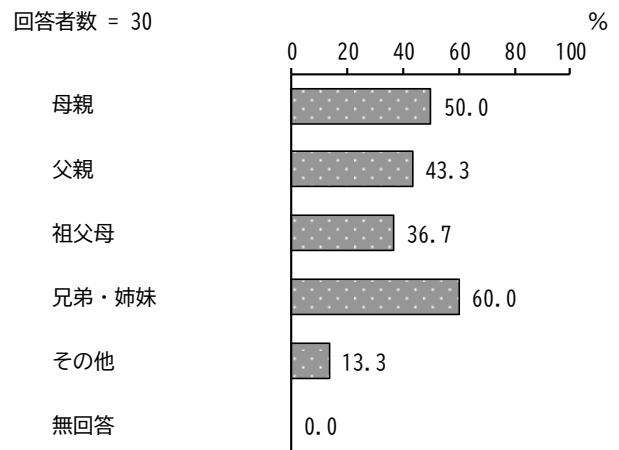
⑥ 家族の中にお世話をしている人はいるか

「いる」の割合が 15.3%、「いない」の割合が 84.2%となっています。



⑦ 誰のお世話をしているか

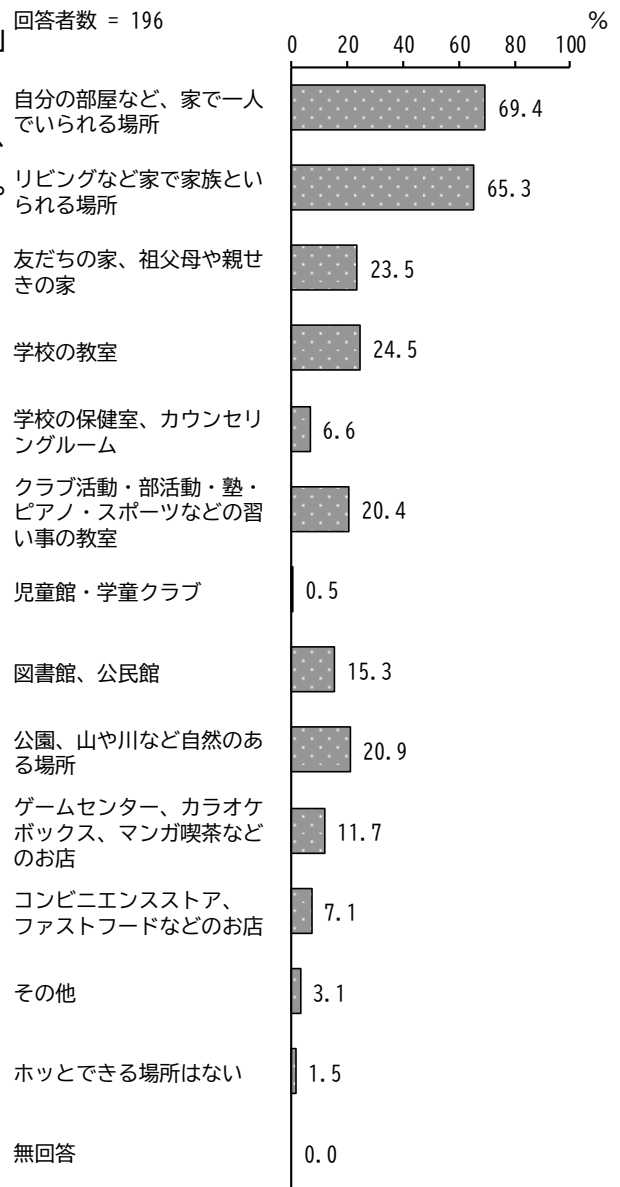
「兄弟・姉妹」の割合が 60.0%と最も高く、次いで「母親」の割合が 50.0%、「父親」の割合が 43.3%となっています。



⑧ ホットとできる場所

「自分の部屋など、家で一人でいられる場所」の割合が 69.4%と最も高く、次いで「リビングなど家で家族といられる場所」の割合が 65.3%、「学校の教室」の割合が 24.5%となっています。

回答者数 = 196



⑨ 生活の満足度

「10」から「7」までの生活に概ね満足している割合が 76.5%となっています。

回答者数 = 196

1 (全く満足していない)

2

3

4

5

6

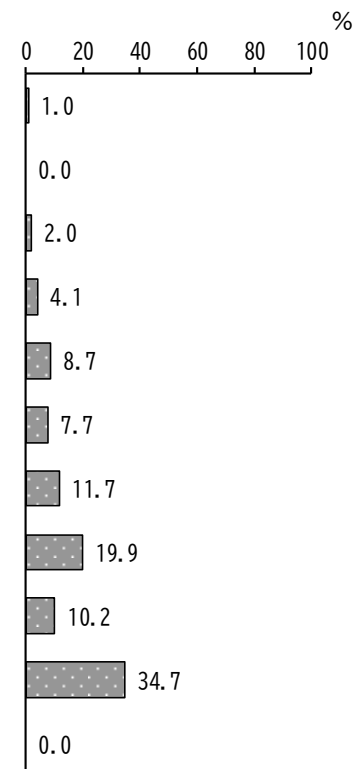
7

8

9

10 (十分に満足している)

無回答



⑩ 「こどもの権利」の認知度

「知らなかった」の割合が 46.9%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が 28.1%、「名前も内容も知っている」の割合が 25.0%となっています。

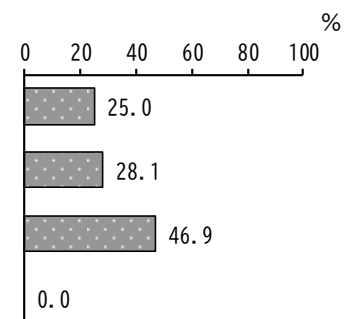
回答者数 = 196

名前も内容も知っている

名前は知っているが内容は知らなかった

知らなかった

無回答



第5章

第2期計画の進捗状況及び課題整理

1 第2期計画の進捗状況

現行の第2期計画（計画期間：令和2～令和6年度）において、次のように事業を新たに展開することができました。

基本目標	達成できた取組
1. 子育て家庭への包括的支援体制の充実	未就学児の支援については、保護者の就労等を理由に、保育所等の利用を希望する家庭が増加している中、保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、保育施設の受け皿の拡充や保育の質の維持・向上、また、延長保育や一時預かり、病児保育等の受容への対応など保育環境の充実を図ってきました。しかしながら、引き続き保育所等の利用希望が高い状況が続くと見込まれており、保育士不足が今後も課題となっています。 次に、保護者の就労等により、昼間家にいない家庭における小学生児童に対しては、学童保育所を開設することで授業終了後に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成に努めています。これからも安定した学童保育所の運営のために学童保育所職員の確保と研修等の実施によるさらなる質の向上に努めます。 その他子育て支援では、親子交流や相談体制の充実を図り、地域との連携を強化しました。講演会や広報活動を通じて、子育て支援の意識を高め、環境整備も行いました。これにより、子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供し、健やかな成長を支援しました。 今後はライフスタイルの多様化や労働に対する意識の変化に対応し、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの考え方を、市民への啓発と同時に事業所へ啓発し、職場環境が改善されることが必要となっています。

2. こどもたちの健やかな成長を育む環境づくりの促進	本市では、不妊に悩む夫婦への支援として一般不妊治療費助成事業を継続しました。母子健康手帳交付時の保健指導や妊産婦訪問事業、妊娠・出産に関する教室を実施し、妊娠・出産期の支援を充実させました。新生児聴覚スクリーニング費用助成や新生児訪問事業、未熟児養育訪問事業も継続し、乳幼児の健康診査や予防接種の充実を図りました。さらに、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児の健康相談を実施し、地域ぐるみでの子育て支援を推進しました。その他、学校施設の開放や様々な体験活動の実施、福祉教育の推進など、多岐にわたる取り組みを行いました。
3. きめ細やかで切れ目のない支援の推進	本市では児童虐待とDVの早期発見および予防に努め、保護者の子育て不安を軽減するための支援を継続しました。各種健康診査や訪問事業を通じて、虐待リスクの高い方への早期支援を行い、関係機関との連携体制を強化しました。また、ひとり親家庭への児童扶養手当や医療費助成、相談事業を実施し、生活支援を充実させました。障がい児支援では、保護者との連携を深め、巡回相談や福祉サービスの提供を行いました。発達障がいの早期発見・早期対応にも取り組み、保護者の同意を得た上で関係機関と連携して支援を実施しました。児童手当や各種助成制度も継続して行い、こどもたちの健やかな成長を支えました。
4. こどもたちの安全を守り安心して住み続けられる環境づくり	本市では警察や交通安全協会と連携して交通安全教育を推進し、交通安全教室などを開催しました。地域の交通安全指導員の育成や登校時の見守り活動も行いました。防犯対策としては、青色パトロールカーによる巡回や防犯カメラの設置、来校者の記帳などを実施しました。さらに、地域防犯体制を強化し、防犯教室や不審者対応の研修を行いました。バリアフリー化や交通安全施設の整備にも取り組み、街灯設置の補助金交付を推進しました。公園や広場の整備、コミュニティバスの充実も図り、市民の意見を反映した運行計画を策定しました。これらの取り組みを通じて、地域の安全と安心な生活環境を整えました。



2 次期計画に向けた課題整理

本市のこども・子育てを取り巻く状況やニーズ調査結果、第2期計画の進捗状況に基づき、次期計画に向けた課題を整理しました。

(1) 「子育て家庭への包括的支援体制の充実」についての課題

- 保護者アンケート調査から見えてきたように、認可保育所や認定こども園の利用意向が高くなっており、既存の幼稚園の活用の検討など、市民のニーズを踏まえた柔軟な保育サービスの提供が求められます。
- 地域子育て支援体制の利用が少ない現状から、情報提供の強化と利用しやすい環境づくりが求められます。保護者が必要な時にサービスを利用できる体制を整えることが重要です。
- 保護者の子育てに対する不安を解消するためには、相談体制の充実と地域での支援体制の構築が必要です。特に、教育費などの金銭的な不安や孤立感を軽減するための支援が求められます。
- 育児休業の取得状況は母親・父親ともに改善していますが、特に父親は依然として低い水準にとどまっています。ワーク・ライフ・バランスを推進し、育児休業取得しやすい環境の整備が必要です。また、短時間勤務制度の利用促進や経済的負担の軽減策も重要です。加えて、男性の家事・子育て参加の意識改革と、就労環境の見直しが求められます。
- こども本人調査から、「ヤングケアラー」の認知度が低いことがわかりました。また、大人が行うようなお世話をしているこどもが一定数いることから、適切な支援を行うための連携が必要です。

(2) 「こどもたちの健やかな成長を育む環境づくりの促進」についての課題

- 保護者アンケート調査では、子育てに関して、日常悩んでいることについて、「病気や発育・発達に関すること」が高くなっています。安心して妊娠・出産・育児ができる支援体制が必要です。情報提供や相談支援、保健・医療・福祉の連携を強化し、産後ケア事業やメンタルヘルス支援の充実が求められます。また、若年妊婦等への支援を民間団体と連携して行うことも重要です。
- 家庭や地域と連携した食育や学校保健の推進が必要です。健康診断や薬物乱用防止教育を強化し、こどもの健康づくりを支援します。
- 医療費の負担軽減とともに、かかりつけ医の推進が求められます。
- 次代を担うこどもたちに対して、乳幼児との交流事業を実施し、こどもを大切に思う気持ちを育む教育を継続します。保育園・幼稚園との連携を強化し、機会を充実させる必要があります。

(3)「きめ細やかで切れ目のない支援の推進」についての課題

- 保護者アンケート調査では、子育てにおける不安や悩みについて、「教育費などの金銭の不安」の割合が最も高くなっています。教育費などの金銭的な不安を軽減するため、各種手当の支給や生活の安定を図る経済的支援の充実が求められます。次代を担うこどもたちの健全な育成を支える基礎的な支援が必要です。
- ひとり親家庭に対する経済的支援や生活支援、子育て支援、就労支援を強化し、ワンストップで支援に結びつける相談体制が求められます。各家庭の個別ニーズに応じた支援が必要です。
- 障がいのあるこどもや発達に特性のあるこどもの支援体制の強化が必要です。地域での支援やインクルージョンの推進、医療的ケア児など専門的支援を行うための連携体制が重要です。

(4)「こどもたちの安全を守り安心して住み続けられる環境づくり」についての課題

- こども本人調査から、「ホッとできる場所がない」という回答はごくわずかでした。引き続き、安全で安心して過ごすことができる居場所を持つことができるよう支援が必要です。
- こどもを事故や犯罪から守るため、防犯・交通安全対策を強化し、体験的な学びを含む安全教育を推進する必要があります。地域住民の意識向上と、関係機関との連携体制を強化し、こどもや保護者に対する安全啓発が求められます。
- 公共施設や交通機関のバリアフリー化を進め、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を行う必要があります。

(5)「こどもの権利」についての課題

- 保護者アンケートによると、「こどもの権利」の認知度は就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに十分ではありません。また、こども本人調査においても認知度の低さが顕在化しています。権利の理解を深め、多様な個性を尊重する社会づくりが求められています。家庭、学校、地域でこども・若者が自由に意見を表現できる機会の提供が必要です。

「こどもの権利」とは…1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

- 生命、生存および発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- 子どもの意見の尊重（意見を表明し考慮されること）
- 差別の禁止（差別のないこと）

第6章

計画のビジョンと施策の体系

1 計画のビジョン（基本理念）

【 基 本 理 念 】

**こどもたちの未来と笑顔を育む
安心して子育てが続けられるまち葛城**

本市では、「葛城市第二次総合計画」において、まちの将来像として「歴史を重ね、未来を育む時代を超えて愛される住みよい共存の都市葛城」を掲げています。この将来像の実現に向け、こども・若者に対して、「教育・学習による未来の市民づくり」を目標に、こどもの健全な育成に対する各種支援や、基礎学力の向上や社会を生き抜く力の養成を進めています。

また、こども大綱において、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、「第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、「こどもまんなか社会」の実現や総合計画の方針を踏まえ、「こどもたちの未来と笑顔を育む安心して子育てが続けられるまち葛城」を基本理念とします。

2 計画の基本目標

計画のビジョンの実現に向けて、次のとおり基本目標を設定します。

基本目標1 子育て家庭への包括的支援体制の充実

教育・保育サービスの充実を図るとともに、働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めています。

また、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭への支援の充実を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

基本目標2 こどもたちの健やかな成長を育む環境づくりの促進

こどもの自主性・社会性の育成やこどもの放課後の居場所づくり、次代の親の育成など、こどもの健やかな成長と育ちを総合的に支援します。

基本目標3 親と子の健康づくりの推進

こどもの幸せな将来の実現に向け、こどもの権利を尊重し、ライフステージに応じたこどもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からのこどもの発育・育ちへの支援に取り組みます。

基本目標4 きめ細やかで切れ目のない支援の推進

こどもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童等、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、こどもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

基本目標5 こどもたちの安全を守り安心して住み続けられる環境づくり

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、こどもや子育て世帯の安全を守り安心して住み続けられる環境整備のため、子育て関連施設の環境改善や公共施設のこども・子育て支援機能強化に取り組みます。

3 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の展開 〕

こどもたちの未来と笑顔を育む

安心して子育てが続けられるまち葛城

1 子育て家庭への
包括的支援体制の
充実

保育サービスの充実

地域における子育て支援体制の拡充

家庭教育等、子育てへの不安軽減

子育てと仕事の両立に関する啓発と支援

男女がともに関わる子育てなどの推進

2 こどもたちの
健やかな成長を
育む
環境づくりの促進

次世代をはぐくむ世代の育成

安心して学ぶことのできる教育・保育環境の
充実

児童健全育成対策の充実

3 親と子の
健康づくりの推進

妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない
支援

健やかなこどもの育成・
母親の健康の確保への支援

小児医療の充実

学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

こどもの健やかな成長を見守り育む
地域づくり

4 きめ細やかで
切れ目のない
支援の推進

児童虐待の防止対策と社会的養護の推進及び
ヤングケアラーへの支援

ひとり親家庭の自立支援の推進

障がいのあるこども・医療的ケア児等への
支援と保護者への支援

子育てに関わる経済的支援の実施

子育て世帯の貧困対策

5 こどもたちの
安全を守り
安心して
住み続けられる
環境づくり

こども・若者が権利の主体であることの
社会全体での共有および権利の保障

こども・子育て家庭の安全の確保

子育てに配慮した生活環境の整備

こどもや若者、子育て当事者の意見の反映

1 子育て家庭への包括的支援体制の充実

保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、多様な保育サービスの提供と質の維持・向上に取り組み、保育環境の充実を図ります。

また、仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう意識啓発を進めていきます。

(1) 保育サービスの充実

① 多様な保育サービスの提供

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
1	通常保育事業 〔保育所（園）・認定こども園・地域型保育〕	- 保護者の就労等の理由により、十分に保育を受けることができない0歳から就学前児童（5歳児）を対象として、保育を行います。 - 共働き家庭の増加を踏まえながら、通常保育事業を実施します。	こども未来課
2	延長保育事業 〔保育所（園）・認定こども園・地域型保育〕	- 就労形態の多様化や勤務時間など、保護者の状況に応じた保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常保育時間を延長し、保育を行います。 - 保護者からの実施要望も多く、必要性和高いと考えられるため、延長保育事業を実施します。	こども未来課
3	一時預かり事業（幼稚園型） 〔幼稚園・認定こども園〕	- 保護者の就労や疾病等の理由により、家庭での保育や育児が一時的に困難となったこどもを預かる事業のうち、幼稚園や認定こども園に在園するこどもを対象とした事業を行います。 - 共働き家庭の増加を踏まえ、公立幼稚園4園、公立認定こども園1園、私立認定こども園2園で実施します。	学校教育課 こども未来課

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
4	一時預かり事業（一般型） 〔保育所（園）・認定こども園〕	・保護者の就労や疾病等の理由により、家庭での保育や育児が一時的に困難となったこどもを預かる事業のうち、未就園児を対象とした事業を行います。 ・現在、公立保育所1か所、私立保育園1園、私立認定こども園1園で実施します。	こども未来課
5	病児保育事業	・病気や病気治療中の生後6か月から小学6年生までのこどもについて、保護者が家庭でみることができない場合に、専用施設等において看護師・保育士等が一時的に保育する事業を実施します。 ・現在、市内には該当する施設がありませんが、近隣市町と調整をしながら市外の施設との連携を継続して行い、サービスが必要となった場合のスムーズな対応に努めます。	こども未来課
6	病後児保育事業	・病気回復期の生後6か月から小学6年生までのこどもについて、保護者が家庭でみることができない場合に、専用施設等において看護師・保育士等が一時的に保育する事業を実施しています。 ・現在、市内には該当する施設が1か所あります。	こども未来課
7	産休・育休明けの保育の円滑な利用の促進 〔幼稚園・認定こども園・保育所（園）〕	・産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保に努めます。	学校教育課 こども未来課
8	放課後児童健全育成事業（学童保育）	・保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業終了後に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成に努めています。 ・各小学校区に設置し、児童館・学童施設及び小学校の空き教室を活用して実施するとともに、定数の見直し、運営についての見直しも行っていきます。	子育て支援課
9	子育て短期支援事業 〔短期入所生活援助・夜間養護〕	・保護者が病気等の理由で家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合や、何らかの理由で緊急に保護が必要となった場合に、児童福祉施設や里親等で一定期間養育・保育を行います。 ・市内には実施している事業所がないため、他市町の児童福祉施設との連携を図り、サービスが必要となった場合、スムーズに対応できる体制づくりに努めます。	こども・若者サポートセンター
10	地域型保育事業の整備	・必要に応じて、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の整備を検討します。	こども未来課

② 保育の質の維持・向上

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
11	保育に関わる人材の確保・資質向上	・ 保育に関わる人材の育成・資質の向上、保育内容の充実のため、各種職員研修を引き続き実施します。 ・ 各保育所（園）、認定こども園、幼稚園間の人事交流を図りながら、各種研修への積極的な参加を促すとともに、公私施設合同研修を実施するなど、保育者の資質向上に努めます。 ・ 保育士経験者等の新たな人材の掘り起こしなど、保育士の確保に向けた総合的な取組を進めます。	こども未来課
12	学童保育所の人材育成	・ 外部（警察・消防・心理士等）との連携を図りながら児童が安全・安心して過ごせるよう継続した研修を実施します。	子育て支援課

（２）地域における子育て支援体制の拡充

① 子育て支援センターの機能強化と充実

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
13	子育て支援拠点事業の充実	・ 親子交流を目的とした「つどいの広場」や月１回の「年齢別つどい（０、１、２歳児）」を継続することで、子育ての不安を軽減するため、親同士、こども同士の交流を深めながら子育て支援員が母親等の話を傾聴し、アドバイス等を実施します。	こども・若者サポートセンター
14	親子関係形成事業	・ 初めてのこどもをもつ母親とこども（生後２～５か月）を対象に子育て不安を軽減し、孤立を防ぎ子育てなかまをつくるきっかけとなるＢＰ１プログラム（親子の絆づくりプログラム）を続けて実施します。	こども・若者サポートセンター
15	子育てサークルの育成・支援	・ 子育て中の母親等が、子育てなかまをつくることで育児について気軽に交流できる子育てサークルの育成を支援するとともに、サークル間の交流する機会をもつことで子育てについての情報交換等ができるようサークルネットワークの確立をさらに図ります。 ・ 地域の子育て経験者がサークルのリーダー的存在として、サークル活動への積極参加を支援します。	こども・若者サポートセンター
16	地域の子育て意識の啓発	・ 広報誌やホームページの子育て支援コーナーに、子育てに関することや子育て支援情報等の情報発信を充実します。 ・ 子育て中の保護者はもとよりすべての市民に周知することで、地域ぐるみの子育て支援へのさらなる啓発に努めます。	子育て支援課 こども・若者サポートセンター 健康増進課

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
17	子育て支援に関する講演会の開催	・子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するため、子育て中の保護者を対象として、子育てに関する講演会を引き続き開催します。 ・子育て支援への意識の醸成のため、継続的に市民への講演会の参加を促進していきます。	こども・若者サポートセンター
18	子育て支援員の質の向上	・母親等への支援に対する意識を高めるため各種研修会等に出席し、子育て支援員としての力量を高めます。	こども・若者サポートセンター

② 地域の子育て力の向上

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
19	こどもに関する団体の育成・支援	・子ども会やPTA活動など、社会教育団体を支援し、保護者同士の交流の促進を引き続き図ります。	生涯学習課
20	幼稚園・認定こども園・保育所（園）の地域開放の支援	・就学前児童とその保護者に対し、全ての公立幼稚園、認定こども園、保育所、及び私立の保育園3か所を開放し、身近なこどもの遊び場や保護者の相談の場として引き続き提供します。	学校教育課 こども未来課
21	ファミリー・サポート・クラブの推進	・こどもが健やかに育ち、子育てをしている人が安心して生活できる環境づくりのため、子育ての助けをしてほしい人（利用会員）と子育てのお手伝いができる人（援助会員）がそれぞれ会員になり、相互に助け合っていく組織として事業実施を推進・継続します。	こども・若者サポートセンター
22	子育て支援ボランティアの育成・支援	・子育てボランティアがつどいの広場等の子育て支援事業に参加し、親子に関わる機会を増やすとともに、子育ての経験者として子育て中の母親等にアドバイスなど必要な支援を行うための情報発信を引き続き行います。	こども・若者サポートセンター
23	子育て支援団体のネットワーク化の支援	・子育て支援に関する団体について、情報を把握するとともに、それぞれの団体間のネットワーク化の支援に引き続き努めます。	こども・若者サポートセンター

(3) 家庭教育等、子育てへの不安軽減

① 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
24	各種子育て相談事業の実施	・保健、福祉、教育等に関する行政の窓口をはじめ、こども・若者サポートセンターなど、関係機関において、子育て相談に引き続き対応します。	こども・若者サポートセンター 健康増進課 子育て支援課 こども未来課 学校教育課
25	健康相談・子育てに関する情報提供	・乳幼児健康相談を実施するとともに、各種健康診査や教室等の場を活用して、子育て支援事業を紹介するなど、情報の提供に引き続き努めます。	健康増進課
26	利用者支援事業（基本型）の推進	・子育て中の親子が気軽に相談しやすいよう、子育て支援センターにおいて利用者支援事業を実施し、利用者支援員が子育て支援に関する様々な情報・地域資源を提供しながら、利用者と専門機関を結ぶ役割を担います。 ・利用者が相談しやすい体制になるよう引き続き努めるとともに、こども家庭センター型と連携して切れ目のない支援を目指します。	こども・若者サポートセンター
27	利用者支援事業（こども家庭センター型）の推進	・統括支援員をはじめ、保健師、助産師、社会福祉士、家庭相談員等の専門職を配置し、すべての妊産婦から子育て世帯の状況を把握し、必要に応じて個別にサポートプランを策定することにより、きめ細やかな支援を実施します。 ・相談、妊娠、出産、子育てなど子育て家庭のライフステージに応じた情報提供と母子保健と児童福祉の一体的な相談体制の充実に努めます。	こども・若者サポートセンター 健康増進課



② 家庭教育への支援の充実

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
28	子育て支援に関する講演会の開催【No. 17の再掲】	・子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するため、子育て中の保護者を対象として、子育てに関する講演会を引き続き開催します。 ・子育て支援への意識の醸成のため、継続的に市民への講演会の参加を促進していきます。	こども・若者サポートセンター
29	家庭教育に関する情報提供及び支援	・各学校、幼稚園単位で、県からの啓発物や通信文等を利用して家庭教育に関する情報提供を継続的に行います。 ・幼稚園において、保護者が家庭教育のあり方を学べるよう、未就園児とその保護者を招き定期的な情報提供等を継続します。	学校教育課
30	幼稚園・認定こども園・保育所（園）の地域開放の支援【No. 20の再掲】	・就学前児童とその保護者に対し、全ての公立幼稚園、認定こども園、保育所、及び私立の保育園3か所を開放し、身近なこどもの遊び場や保護者の相談の場として引き続き提供します。	学校教育課 こども未来課
31	子ども読書活動推進計画	・「葛城市子どもの読書活動推進計画」に基づき、葛城市に育つすべてのこどもが、あらゆる場で本と出会い、本を通して人とふれあい、生涯にわたって読書が日常の習慣となるように、読書環境の整備と充実に努めます。	図書館
32	図書館事業	・生後4か月児を対象に「ブックスタート」を実施し、親子の絆を深めるきっかけづくりをします。また、毎月「おはなし会」を開き、こどもたちが絵本やおはなしを楽しむ機会をつくります。 ・その他、こども向けの講座・行事を通して、本への興味に結びつく発展性のある事業の企画に努めます。	図書館

(4) 子育てと仕事の両立に関する啓発と支援

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
33	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進	・男女がともに仕事・家庭・地域に対して責任をもつことができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発を行います。	人権政策課 商工観光プロモーション課
34	女性の再就職・転職の支援	・出産や子育てにより退職しブランクがある保育士資格をもつ方の再就職を支援します。 ・地域事業者と求職者のマッチングによる人材確保及び雇用環境改善を商工会と連携して取り組みます。	こども未来課 商工観光プロモーション課
35	ひとり親家庭等の就業支援	・母子、父子、寡婦の就業による自立を支援するため、奈良県スマイルセンターによる定期的な巡回相談を行います。	子育て支援課

(5) 男女がともに関わる子育てなどの推進

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
36	学校教育における男女共同参画教育の推進	・小中学校において、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、男女共同参画に関する教育を推進します。	学校教育課
37	男性の家事・子育て参画の促進	・男女が協力して家庭を築いていくことの重要性について、各種子育て教室・講演会、広報誌への掲載や研修会等を実施し、男性の家事、子育て参画の促進を行います。	健康増進課 こども・若者サポートセンター

2 こどもたちの健やかな成長を育む環境づくりの促進

次代の親として、将来家庭を築く際に、協力して家庭を築くことやこどもを生み育てることの意義について考えられるよう、乳幼児とふれあう機会などを設けるなど取り組みを進めます。

また、安心してこどもが過ごすことできる場として学校を整備し、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができるこどもの居場所づくりを積極的に推進します。

(1) 次世代をはぐくむ世代の育成

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
38	乳幼児との交流事業	・ つどいの広場で中学生全員を対象とした、「乳幼児と出会いふれあい交流」を通じて赤ちゃんとのふれあいの機会を提供します。 ・ この交流を通して、中学生が地域の先輩として関わりを深めていけるよう支援していきます。	こども・若者サポートセンター 学校教育課
39	こどもを大切に思う気持ちを育む教育	・ 市内中学校において「乳幼児と出会いふれあい交流」等を通じ、次世代をはぐくむ世代にこどもを大切に思う気持ちを育む教育を行います。	こども・若者サポートセンター 学校教育課

(2) 安心して学ぶことのできる教育・保育環境の充実

① 就学前の学び保育の充実

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
40	関係人材の資質向上	・ 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の資質向上のため、講師を招いての園内研修や園外に出向いての研修など、研修の充実を図ります。	学校教育課 こども未来課
41	幼稚園・認定こども園・保育所（園）と小学校の連携推進 幼保こ小合同研修の実施	・ 幼保こ小の連携、接続を図るため、合同の研修会を実施します。	学校教育課 こども未来課
42	国際理解教育の推進	・ 公立幼稚園、認定こども園、保育所において、外国に慣れ親しむ時間の提供を行います。	学校教育課 こども未来課
43	教育・保育施設の整備充実	・ こどもが安心して教育や保育を受けることができるよう、老朽化や耐震化への対応等について計画的な改修と整備に努めます。	教育総務課 こども未来課

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
44	人権教育・保育の推進	・ こどもたちの人権尊重に重点を置きながら、こども同士の関わりを通して仲間意識を育む、教育・保育を目指します。	学校教育課 こども未来課

② 学校教育の充実

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
45	基礎学力の向上	・ 葛城市教育委員会指定研究校が毎年行う実践的研究を先駆として、各研究部会を通じて児童・生徒の学力向上を図ります。	学校教育課
46	特色ある学校づくり	・ こどもたちと地域の人々との交流を通して、より地域に親しみ、郷土愛を育むことに努めます。	学校教育課
47	人権や道徳を重視した教育の推進	・ こどもの人権尊重に最重点を置き、いじめや差別を生じさせないよう、葛城市人権教育研究会の活動を中心として、学校での人権教育・道徳教育に取り組みます。	学校教育課
48	福祉教育の推進	・ 高齢者との交流や清掃活動等を通じ、思いやりや助け合い等の福祉の心を醸成する福祉教育を推進します。また、特別支援学校の児童・生徒との交流を図ります。	学校教育課
49	国際理解教育の推進	・ 小・中学校まで外国語指導助手及び各校教員による指導を通じて、系統性・継続性のある英語教育を推進します。	学校教育課
50	学校施設の整備充実	・ 児童・生徒が安心して学ぶことができるよう、老朽化への対応等について計画的な改修と整備に努めます。	教育総務課

③ 不登校やこどもの発達等に関する相談・支援の充実

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
51	不登校への対策	・ こども一人ひとりの思いに寄り添い、「I room」(アイ・ルーム)等の多様な学びの場(居場所)の充実を図ります。 ・ こども・若者サポートセンターのふたかみ教室で社会的自立を目指した教育・支援に努めます。	学校教育課 こども・若者サポートセンター
52	カウンセリング機能の充実	・ 臨床心理士等の専門職によるカウンセリングについて機会を捉えて市民へのさらなる周知に努めます。 ・ 社会人となるまでに関わる関係機関との連携をより強化し、こどもたちに配慮したきめ細かな支援の充実を図ります。	こども・若者サポートセンター

(3) 児童健全育成対策の充実

① こどもの居場所づくりの推進

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
53	地域の遊び場等の維持・管理	・ こどもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子やこども同士、親同士の自由な交流の場や遊び場の維持・管理に努めます。	都市計画課 建設課
54	学校施設の開放	・ スポーツ少年団等への体育館やグラウンドの貸し出しなど、こどもの居場所づくりを推進します。	学校教育課
55	放課後こども教室の実施	・ 市内小学校において、段階的に放課後こども教室を開始し、放課後の児童の居場所づくりを推進します。 ・ また、放課後こども教室と学童保育所で連携し、こどもがより充実した放課後を過ごせる環境の整備に努めます。	学校教育課 子育て支援課 生涯学習課
56	児童育成支援拠点事業	・ 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、ふたかみ教室において居場所を確保し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。 ・ 専門職を配置し児童及び家庭の状況を把握しつつ、必要に応じて関係機関と連携しながら、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を提供します。	こども・若者 サポートセン ター
57	こどもの居場所づくりの推進	・ こども食堂等のこどもが気軽に立ち寄れる居場所づくりを推進します。	企画政策課 こども・若者 サポートセン ター 子育て支援課

② 多様な体験活動の推進

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
58	様々な体験活動の実施	・ 様々な自然体験・スポーツの機会や場を通じて、こどもが主体的に生活でき、ふるさと「葛城」への誇りや、お互いが理解しあうことができる環境を生かした体験活動を推進します。	生涯学習課
59	指導ボランティアの育成 (学校・地域パートナーシップ事業等)	・ 生涯学習活動の一環として、こどもの各種体験活動の指導者となるボランティアの育成を図ります。	生涯学習課
60	芸術・文化活動にふれる機会の創出	・ 伝統芸能の伝承活動をはじめ、世代間交流を図る中で、こどもたちがすばらしい芸術・文化活動によりふれる機会の創出を図ります。	生涯学習課

③ いじめ・非行等の問題行動や有害環境対策の強化

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
61	青少年育成に関する啓発	・奈良県青少年健全育成推進協議会、青少年育成奈良県民会議等の関係団体との連携のもと、青少年健全育成に関する講演会やシンポジウムを開催します。	生涯学習課
62	有害環境浄化活動の実施	・関係団体との連携のもと、商業施設における有害図書や看板など、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化に努めます。 ・インターネット、携帯電話等による有害サイトへの接続防止など、情報モラル教育を徹底します。	生涯学習課
63	カウンセリング機能の充実 【No.52の再掲】	・臨床心理士等の専門職によるカウンセリングについて機会を捉えて市民へのさらなる周知に努めます。 ・社会人となるまでに関わる関係機関との連携をより強化し、こどもたちに配慮したきめ細かな支援の充実を図ります。	こども・若者サポートセンター
64	こども・若者支援の展開	・義務教育修了者を含め、こどもたちの社会的自立を目指した相談・支援活動を充実させます。 ・こども・若者サポートセンターが総合相談窓口として切れ目のない支援に努めます。	こども・若者サポートセンター



3 親と子の健康づくりの推進

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。

また、小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

(1) 妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援

① 健やかな妊娠・出産への支援

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
65	不妊治療費助成事業の充実	・不妊に悩む夫婦が負担する不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図ります。 ・不妊に悩む夫婦への相談を行います。	健康増進課
66	不育症治療費助成事業の充実	・不育症治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図ります。 ・不育に悩む夫婦への相談を行います。	健康増進課
67	妊婦のための支援給付事業の推進	・妊娠出産～子育てにかかる経済的支援の実施を推進します。	健康増進課
68	利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)の推進	・妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。	健康増進課
69	母子健康手帳交付時の保健指導の推進	・妊娠届出の際には、必ず助産師等が面接を行い、妊婦の妊娠・出産に対する不安の軽減に努めるとともに、安全な出産につなげていきます。 ・必要に応じ、電話・訪問等で継続支援するとともに、医療機関等と連携して対応します。	健康増進課
70	妊産婦訪問事業の充実	・助産師等の専門職が訪問し、妊娠・出産や子育てに関する相談や指導・助言を行います。 ・妊娠中または出産後（満1歳まで）に体調不良及び育児に対する不安等により家事又は育児を行うことが困難な方に、産前産後家庭支援ヘルパーを派遣します。	健康増進課 こども・若者サポートセンター
71	妊娠・出産に関する教室の開催	・両親教室等で妊娠・出産や子育てに関する知識を深め、保健師等の専門職が助言を行い、安心・安全な出産に向けた支援を行います。 ・教室参加者同士が交流できる場の提供をし、なかまづくりを支援します。	健康増進課

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
72	妊婦に対する歯科健康診査の推進	・ 妊娠期は口腔ケア不足により歯周疾患等トラブルを引き起こすことが懸念されます。歯周疾患は早産、低出生体重児のリスクでもあり、う歯は感染症のため、生まれてくる子に感染させる可能性があります。妊婦及び生まれてくる子の口腔衛生向上のために、妊娠中に1回、妊婦歯科健康診査（歯周病健診）の費用を助成します。	健康増進課
73	妊産婦に対する健康診査の推進	・ 妊婦の健康の保持及び増進を図るための妊婦に対する健康診査費用の助成を行います。また、医療機関との連携を図り安全な出産につなげます。 ・ 産後早期に母子に対する支援を強化し、産後うつ予防の早期発見及び新生児への虐待予防を図ること並びに経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課
74	新生児聴覚スクリーニング検査の推進	・ 新生児聴覚スクリーニング検査の費用を助成することにより、保護者の経済負担軽減とともに、検査受診者を増やすことで難聴の早期発見早期支援につなげます。	健康増進課

② 健やかな乳幼児の育成への支援

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
75	産後ケア事業の充実	・ 出産後の心身共に不安定な時期にあって支援が必要な母子に対して、心身のケア又は育児のサポートなどを実施することにより、育児不安の解消を図り、安心して子育てができる支援体制の充実を図ります。	健康増進課
76	未熟児養育訪問事業	・ 未熟児養育医療申請者に対し、児の入院中から母子の健全な発達を促すために関係機関と連携しながら支援します。	健康増進課
77	乳幼児健康診査の充実	・ 乳幼児の健全な発達・発育を促進するため、年齢に応じた健康診査を行い、保護者の育児力を高めるような支援を行います。未受診者対策として、電話・手紙及び訪問等で児の状態を把握するとともに、受診勧奨に努めます。 ・ 健康診査時のアンケートや問診により育児ストレスの解消に努め、保護者の精神面にも配慮しながら虐待の防止に努め、関係機関との連携を図ります。	健康増進課
78	乳児家庭全戸訪問事業	・ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、継続的に育児不安や育児環境等について早期に把握し、地域での子育てを支援します。	こども・若者サポートセンター
79	乳幼児の健康づくりに関する各種相談の実施	・ 乳幼児の健康管理や発達・発育、育児に関する相談に対応し、不安の解消に努めます。	健康増進課

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
80	乳幼児の食育の推進	・保護者とこどもの食に対する関心と理解を深め、食品を見分ける力や健康で安全な生活をつくり出す力、命を大切にする力を養うため、妊娠中、出産後、乳幼児健康診査等の機会を活用し、続けて食育の推進を図ります。 ・「葛城市食育推進計画」に基づき、子育て支援センター、幼稚園、保育所（園）、認定こども園及び関係団体等と協働してより食育の推進を図ります。	健康増進課 学校給食センター 学校教育課 こども未来課
81	事故防止対策などの充実	・乳幼児突然死症候群の予防やこどもの事故防止のため、妊娠期の教室や乳幼児健康診査時にパンフレットの配布等を行い、事故防止対策の情報提供や啓発を推進します。	健康増進課
82	養育支援訪問事業	・養育支援が特に必要な家庭に対して、個別ケース会議を開催し、支援計画を作成・計画的にその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、続けて子育て支援を進めます。	こども・若者サポートセンター
83	子育て世帯訪問事業	・家事・育児等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事・育児等を支援することで、保護者の不安や負担を軽減し、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぎます。	こども・若者サポートセンター
84	療育体制の充実	・乳幼児から学童期までの切れ目のない療育システム・発達フォローシステムの構築を行います。健康診査や相談を通じ、こどもの育ちについて経過観察や支援が必要な方に、心理の専門職による相談を行い、必要に応じて療育教室への参加を促し、親子の成長の支援に努めます。 ・教室終了後は保護者の了解のもとで幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校への引き継ぎと巡回相談等を行います。また、必要に応じてリハビリセンターや福祉サービスへつなぎます。	こども・若者サポートセンター



(2) 健やかなこどもの育成・母親の健康の確保への支援

① 健康教育の充実

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
85	食育の推進	・小中学校において引き続き食育の推進を図ります。	学校教育課 学校給食センター
86	心と身体を養う豊かな給食の推進	・こどもの心身の健全な発達のため、郷土料理や地産地消を取り入れながら、安全で栄養バランスの良いおいしい給食を提供します。	学校給食センター
87	健康教育・保健指導の充実	・食事や睡眠等の生活習慣づくりや性教育、飲酒、喫煙、薬物乱用の害、がん検診についての正しい知識の普及に努めます。	学校教育課 健康増進課

② 心身の健康づくりに関する相談・支援の充実

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
88	カウンセリング機能の充実 【No.52の再掲】	・臨床心理士等の専門職によるカウンセリングについて機会を捉えて市民へのさらなる周知に努めます。 ・社会人となるまでに関わる関係機関との連携をより強化し、こどもたちに配慮したきめ細かな支援の充実を図ります。	こども・若者 サポートセンター
89	心身の健康づくりに向けた保護者との連携	・学校保健会の取組を通して、児童・生徒及び保護者に対し、心身の健康づくりについて啓発活動に努めます。	学校教育課

(3) 小児医療の充実

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
90	かかりつけ医づくりの推進	・こどもの健康管理のため、機会あるごとに身近にかかりつけ医をもつことの大切さを啓発・指導します。	健康増進課
91	子ども医療費の助成制度の実施	・18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもの保険診療に対して、保護者に保険診療にかかる医療費の全額を助成します。ただし、中学校を卒業後勤め先の健康保険に自分で加入されている場合は除きます。	保険課

(4) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
92	健康教育・保健指導の充実 【No.86の再掲】	・食事や睡眠等の生活習慣づくりや性教育、飲酒、喫煙、薬物乱用の害、がん検診についての正しい知識の普及に努めます。	学校教育課 健康増進課
93	小中学校での防煙教室	・たばこの害について正しい知識を普及するために、学校教育やボランティアと連携して、正しい知識を教育する取り組みを進めます。	健康増進課 学校教育課
94	学校での睡眠に関する健康情報の発信	・適切な睡眠に関する情報を保健だよりや授業等を通して普及・啓発に努めます。	市内小中学校 学校教育課
95	学校での保健授業（生活習慣病予防）	・市内小中学校において生活習慣病予防に関する健康教室を実施します。	健康増進課 市内小中学校 学校教育課

(5) こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
96	ファミリー・サポート・クラブの推進 【No.21の再掲】	・こどもが健やかに育ち、子育てをしている人が安心して生活できる環境づくりのため、子育ての助けをしてほしい人（利用会員）と子育てのお手伝いができる人（援助会員）がそれぞれ会員になり、相互に助け合っていく組織として事業実施を推進・継続します。	こども・若者 サポートセン ター
97	子育て支援団体への支援	・地域で子育てのための講座の開催や定期的に「子育てひろば」の開設をしている子育て支援団体等を支援します。	こども・若者 サポートセン ター
98	青少年団体への支援	・地域でこどもの健全育成に取り組む子ども会や青少年団体を支援します。	生涯学習課

4 きめ細やかで切れ目のない支援の推進

要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

また、ひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。

(1) 児童虐待の防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
99	児童虐待・DVの早期発見・予防とネットワークの強化	・乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問等訪問事業の機会を活用し、保護者の子育てに対する不安の軽減や虐待防止を図るため、早期発見に努めます。必要に応じて、妊娠期から虐待リスクの高い方への支援を開始します。 ・幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校においても早期発見に努めます。 ・児童虐待とDVは、家庭内の暴力として密接な関係にあり、支援者は常に、虐待の背後にDVがないか、DVの背後に児童虐待はないかという発見の目をもって対応していきます。 ・必要に応じてケース検討会議を開くなど、虐待等防止ネットワーク関係機関と連携を強化し、緊急なケースにも迅速に対応できる体制をつくります。 ・こども・若者家庭センターを設置し、妊娠期（胎児期）からこどもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めます。	こども・若者サポートセンター 健康増進課 子育て支援課 こども未来課 人権政策課 学校教育課
100	ヤングケアラーに係る相談事業の充実	・こども・若者サポートセンターを相談窓口として周知し、各学校等におけるこどもの生活状況からの早期発見と把握に努め、こどもや若者の最善の利益が確保されるよう、各関係機関と連携し、適切な社会資源へ繋がります。	こども・若者サポートセンター
101	児童虐待防止に関する啓発	・広報誌やパンフレット等を活用し、児童虐待の防止に関する情報の提供、意識啓発を図ります。	こども・若者サポートセンター
102	各種子育て相談事業の充実	・こども・若者サポートセンターや子育て支援センター、関係機関、各種相談窓口において、虐待の前兆を把握し、未然防止に努めます。	こども・若者サポートセンター 子育て支援課 こども未来課 人権政策課 健康増進課

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
103	児童扶養手当の支給	・ひとり親家庭等の保護者が、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している場合、一定の条件のもと、手当を支給します。	子育て支援課
104	ひとり親家庭等医療費助成制度の実施	・ひとり親家庭等の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども及びその児童を扶養または養育する保護者等を対象に、保険診療にかかる医療費の全額(18歳以下の方)もしくは一部(それ以外の方)を助成します。	保険課
105	ひとり親家庭などに対する相談事業の実施	・保健師、社会福祉士、民生児童委員、家庭相談員、母子自立支援員による相談支援、助言・指導を引き続き行います。 ・こども・若者サポートセンターにおける家庭児童相談室機能の強化に努めます。	こども・若者サポートセンター 子育て支援課
106	母子生活支援施設の活用	・母子生活支援施設において、母子家庭の母親と児童とともに保護し、生活や就職等の自立に向けた支援を行います。 ・現在、市内には該当する施設がないため、必要に応じ、他市町村の施設を紹介します。	こども・若者サポートセンター
107	母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付 [県事業]	・ひとり親家庭に対して、技能修得や就職支援に関する資金をはじめとする各種資金の貸付を行う中和福祉事務所との調整を図ります。	子育て支援課
108	ひとり親家庭等の就業支援 【No.35の再掲】	・母子、父子、寡婦の就業による自立を支援するため、奈良県スマイルセンターによる定期的な巡回相談を行います。	子育て支援課



(3) 障がいのあるこども・医療的ケア児等への支援と保護者への支援

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
109	障がい者計画の推進	・「葛城市障がい者計画、第6期葛城市障がい福祉計画及び第2期葛城市障がい児福祉計画」に基づき、障がい児に関する施策を推進し、障がいのあるこどもがいる世帯への必要な支援を行います。	社会福祉課
110	相談支援の充実	・障がいのあるこどもや育ちに課題のあるこども及び保護者の相談に応じ、教育や保育、障がい児通所サービス等の利用や各種手当・助成制度についての相談に対応します。	社会福祉課 こども・若者サポートセンター 子育て支援課 学校教育課 こども未来課
111	障がい児保育・特別支援教育の推進	・発達や心理の専門職（巡回相談員）が市内の幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小中学校を巡回し、相談・支援を行います。また、「ともに育つ」という視点のもと、それぞれの個性を伸ばすことができるよう、各施設において、支援を担当する職員の配置をはじめ、きめ細かな指導、支援の推進を図ります。 ・巡回相談員は、こども・若者サポートセンターから市内の幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小中学校へ派遣します。	こども・若者サポートセンター こども未来課 学校教育課
112	医療的ケア児の受入れ	・「葛城市公立幼保施設の医療的ケア児受入れガイドライン」に基づき公立の幼稚園、保育所、認定こども園にて医療的ケア児の受入れを行います。	こども未来課 学校教育課
113	障がい福祉サービス等の提供	・障がいのあるこどもの自立と社会参加を促進するため、児童発達支援、放課後等デイサービス等の障がい児通所支援サービス、居宅介護、短期入所等の障がい福祉サービス、補装具、移動支援等の地域生活支援事業を提供します。	社会福祉課
114	特別児童扶養手当の支給	・身体または精神に一定の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している父母等に対して手当を支給します。	子育て支援課
115	障がい児福祉手当	・20歳未満の在宅で常時介護を必要とする重度障がい児に手当を支給します。	社会福祉課

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
116	発達障がいの早期発見、早期対応	・ 各種健康診査や教室等の場を通じて、発達障がいの早期発見、早期対応に努めます。 ・ 必要に応じて、障がい福祉サービスへつながりなど、幼稚園、保育所（園）等と連携してきめ細やかな支援を図ります。	健康増進課 こども・若者サポートセンター
117	医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	・ 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	社会福祉課 こども・若者サポートセンター 健康増進課 学校教育課 こども未来課

（４）子育てに関わる経済的支援の実施

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
118	児童手当の支給	・ 次代の社会を担うこどもの育ちを支援するため、18歳（高校卒業）までの児童を養育する保護者に対して児童手当を支給します。また、国の制度改正等に柔軟に対応します。	子育て支援課
119	子ども医療費の助成制度の実施 【No. 90の再掲】	・ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもの保険診療に対して、保護者に保険診療にかかる医療費の全額を助成します。ただし、中学校を卒業後勤め先の健康保険に自分で加入されている場合は除きます。	保険課
120	児童扶養手当の支給 【No. 102の再掲】	・ ひとり親家庭等の保護者が、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している場合、一定の条件のもと、手当を支給します。	子育て支援課
121	ひとり親家庭等医療費助成制度の実施 【No. 103の再掲】	・ ひとり親家庭等の18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこども及びその児童を扶養または養育する保護者等を対象に、保険診療にかかる医療費の全額（18歳以下の方）もしくは一部（それ以外の方）を助成します。	保険課
122	特別児童扶養手当の支給 【No. 113の再掲】	・ 身体または精神に一定の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している父母に対して手当を支給します。	子育て支援課

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
123	養育医療・育成医療	・養育医療は、家庭保育が困難なため入院治療を必要とする未熟児（1歳未満）に対する医療制度です。 ・育成医療は、身体上の障がいをもつまたは現存する疾患を放置すると障がいを残すと認められ、手術を前提とする入院治療を受ける児童（18歳未満）に対する医療制度です。 ・どちらの制度も医療費の一部が公費で負担されます。	保険課 社会福祉課
124	障がい児福祉手当 【No.114の再掲】	・20歳未満の在宅で常時介護を必要とする重度障がい児に手当を支給します。	社会福祉課
125	幼児教育・保育の無償化	・市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等について、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課 こども未来課
126	実費徴収に係る補足給付を行う事業	・幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、私学助成による私立幼稚園の副食費について、国基準により助成します。	学校教育課
127	就学援助（準要保護）	・経済的理由によって就労困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行っています。	学校教育課
128	就学援助（特別支援教育）	・保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図ることを目的に、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者へ援助を行っています。	学校教育課
129	生活保護世帯への援助	・高校または大学へ新規に入学する者に対して、入学支援金として一定額を支給しています。 ・国の基準により、小中学校に通う児童生徒に対し、学級費や教材費、給食費やクラブ活動費等学校教育活動にかかる費用を援助しています。	学校教育課 社会福祉課

(5) 子育て世帯の貧困対策

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
130	きめ細やかな総合相談支援の実施	・ 保護者や支援者への積極的な声かけ等の働きかけにより悩みに寄り添い相談を受けながら、貧困の改善に向けた支援につなげます。	社会福祉課 こども・若者サポートセンター 学校教育課 子育て支援課
131	生活困窮者自立相談支援事業	・ 生活に困りごとを抱えた方の自立支援の強化を図ることを目的として、対象となる方の自立までを包括的・継続的に支援します。	社会福祉課
132	生活保護受給者等就労支援事業	・ 就労に阻害要因のない生活困窮者及び生活保護受給者に対し、雇用・就労につながるよう支援します。	社会福祉課
133	生活困窮世帯に対する住居確保給付金事業の実施	・ 生活困窮世帯の生活基盤となる住居を確保するため、家賃相当分を有期で支給することで、経済的な安定を支援します。	社会福祉課
134	生活困窮世帯のこどもに対する学習支援の検討	・ 生活困窮世帯のこどもへの学習支援については、今のところ未実施ですが、対象世帯のニーズや今後の状況に応じて事業の実施を検討していきます。	社会福祉課 学校教育課

5 こどもたちの安全を守り安心して住み続けられる環境づくり

全ての市民に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保できるよう、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

こどもが、よりよい環境で学習及び生活ができる環境づくりを進めます。

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有および権利の保障

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
135	こどもの権利に関する周知啓発	・こども・若者の権利について、ホームページへの掲載やチラシの配布など、さまざまな機会を通じて周知を図ります。	こども・若者サポートセンター

(2) こども・子育て家庭の安全の確保

① 交通安全意識の充実

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
136	交通安全教育の推進	・警察や交通安全協会等と連携し、児童・生徒や保護者に対し、交通安全教室等を開催し、交通安全に関する教育・啓発を行います。	生活安全課
137	交通安全指導に関する人材の育成	・地域で交通安全指導を行う交通安全指導員の育成を図ります。また、登校時の見守りを行う交通安全保護者の会等への指導を行います。	生活安全課
138	交通安全対策の推進	・大字区長等と連携し、交通安全啓発看板等により、運転者等に対して交通安全啓発やマナーの向上を図ります。	生活安全課

② 防犯対策の充実

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
139	葛城市生活安全推進協議会の充実	・市民の生活安全対策の推進について、市民、関係行政機関及び関係団体間の連携を促進するため、葛城市生活安全推進協議会の活動を推進します。	生活安全課
140	地域防犯体制の強化	・地域の防犯体制の強化を図るため、登下校時等の青色パトロールカーによる巡回を行います。	生活安全課

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
141	幼稚園・認定こども園・保育所（園）・学校・学童保育所における防犯対策の推進	- 施設の防犯対策について点検し、必要に応じて整備を図ります。また、緊急時のための備えとして緊急対応マニュアルの作成や防犯訓練等を実施しており、さらなる充実に努めます。 - 来客者名簿への記帳や名札の利用など、不審者対策を行います。	教育総務課 こども未来課 子育て支援課 学校教育課
142	学校と学童保育所との連携	学校からの下校後の児童が安全に学童保育所に移動できるよう、学校と学童保育所の連携を密にしていきます。	子育て支援課 学校教育課
143	防犯教育の推進	幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校、学童保育所、児童館に警察等を招いての防犯教室や不審者対応を行います。	学校教育課 こども未来課 子育て支援課
144	子ども 110 番の家の支援	こどもが犯罪に巻き込まれそうなときに、一時的な保護と警察への連絡を行う子ども 110 番の家について、3 年に 1 度見直しを行います。	生活安全課
145	地域における防犯情報ネットワークの強化	こどもが巻き込まれた犯罪や不審者等の情報について、個人情報に配慮しながら、学校や地域・警察で共有・連携を図ります。	学校教育課 生活安全課

（３）子育てに配慮した生活環境の整備

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
146	バリアフリー化の推進	道路や公共交通機関、学校その他の公共施設、商業施設等のバリアフリー化を推進します。	建設課
147	交通安全施設の整備	- 道幅の狭い道路や歩道がない道路等において、ガードレールやガードパイプを設置します。 - また、必要に応じて、警察に協議をしながら区画線及びグリーンベルトの整備を行います。	建設課
148	安心・快適な歩行空間の整備	フラットな歩道の設置、歩行者専用道路の整備を図ります。	建設課
149	街灯設置の促進	こどもの安全確保のため、街灯設置時の補助金交付等を積極的に推進します。	生活安全課
150	公園・広場等の整備に向けた調整	こどもや子育て家庭の憩いの場として、公園・広場等の整備に向けた協議を関係大字や県等と行い、必要な調整を図ります。	都市計画課
151	コミュニティバスの充実	市民の意見や利用状況を考慮しながら、運行体制やルートの検討を行い、市民が利用しやすいバスを目指します。	企画政策課

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
152	子育て関連施設の環境整備	・子育て関連施設について防犯対策設備や、バリアフリー改修等の環境改善に向けた改修を進めます。 ※各施設の整備内容については、施設毎に策定する個別施設計画に定める。	子育て支援課 こども未来課
153	公共施設におけるこども・子育て支援機能の強化	・こども及び子育て世帯の利用が想定される公共施設等において子育て支援機能強化に向けた整備を行う。 ※各施設の整備内容については、施設毎に策定する個別施設計画に定める。	関係各課

(4) こどもや若者、子育て当事者の意見の反映

No.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
154	こどもや若者、子育て当事者の意見の反映	・こども議会やこども、若者を対象とした座談会の開催等により、市政やまちづくりなどについて、こどもや若者、子育て当事者の意見を収集し、各種施策についてこどもや若者、子育て当事者の意向を把握し、施策に反映させます。	学校教育課 議会事務局 企画政策課 生涯学習課 総務課



第 8 章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

※本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数などの場合は、その都度記載しています。

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。基本指針においては、教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、アンケート調査などから把握した利用希望の実情、地域の状況を踏まえて計画期間内の事業実施計画を定めることが求められています。この際、その指標として、計画期間内において推計されるサービスの需要量（量の見込み）と、それに対する提供体制・提供量（確保方策）に基づくことが必要であるとされています。

なお、令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

本市においては、市民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、市内全域で一つと設定していました。

本計画においても、市域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については市域全体を一つの提供区域としました。

ただし、教育・保育のうち「1号認定」と、地域子ども・子育て支援事業のうち「放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）」については、現在の状況や子どもが安全に通える範囲等を考慮し、「小学校区」を提供区域とします。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、市内全域を1区域として必要量を見込みものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定のこどもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【 量を見込む区分 】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で幼稚園の利用を希望しているこども	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望するこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所（園）・認定こども園での保育を希望しているこども	保育所（園） 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所（園）・認定こども園等での保育を希望しているこども（以下、3号(0歳)・3号(1・2歳)と表記）	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること等、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月64時間を下限時間とします。

(4) 量の見込みの算出について

量の見込み推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合があります。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では量の見込みに対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

量の見込み推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合もあります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～量の見込み算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の量の見込みが算出されます。

2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

(1) 1号認定

(単位：人)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号認定	283	260	237	215	205
	幼稚園利用を希望する2号認定	82	80	77	73	74
②確保 方策	市内	幼稚園	589	589	589	589
②－①		224	249	275	301	310

(単位：人)

新庄小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号認定	105	96	89	79	76
	幼稚園利用を希望する2号認定	31	30	28	27	27
②確保 方策	市内	幼稚園	200	200	200	200
②－①		64	74	83	94	97

(単位：人)

忍海小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号認定	44	41	37	34	32
	幼稚園利用を希望する2号認定	13	12	12	11	12
②確保 方策	市内	幼稚園	100	100	100	100
②－①		43	47	51	55	56

(単位：人)

新庄北小学校区			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号認定		15	14	12	11	11
	幼稚園利用を希望する2号認定		4	4	4	4	4
②確保 方策	市内	幼稚園	100	100	100	100	100
②－①			81	82	84	85	85

(単位：人)

磐城小学校区			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号認定		84	77	70	64	61
	幼稚園利用を希望する2号認定		24	24	23	22	22
②確保 方策	市内	認定こども園	89	89	89	89	89
②－①			▲19	▲12	▲4	3	6

(単位：人)

當麻小学校区			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号認定		35	32	29	27	25
	幼稚園利用を希望する2号認定		10	10	10	9	9
②確保 方策	市内	幼稚園	100	100	100	100	100
②－①			55	58	61	64	66

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、幼稚園型一時預かり事業（保護者の就労や疾病等の理由により、家庭での保育や育児が一時的に困難となったこどもを預かる事業のうち、幼稚園や認定こども園に在園するこどもを対象とした事業）の拡充を検討し、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

なお、磐城小学校区においては令和7年度から受け皿の不足が見込まれますが、本校区に所在するのは認定こども園であることから、2号認定児の受け皿とのバランスを調整することで、保育の質を落とすことなく不足を補っていけるよう検討を進めてまいります。

また、保育者の人材確保対策の充実やICTの活用など、保育の質の維持・向上に努めます。

(2) 2号認定

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			736	754	725	693	698
②確保 方策	市内	保育所（園） 認定こども園	715	744	744	684	684
		定員の弾力化	—	—	—	—	—
	市外	保育所（園） 認定こども園	46	47	45	43	43
②－①			25	37	64	34	29

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果から、市内の保育施設だけでは受け皿が不足する年度も見受けられますが、勤務場所の関係等で葛城市外の保育施設の利用を希望する方が一定数おられることを踏まえると、受け皿が不足することはないという見込になっています。また、令和10年度から市内の受け皿の数が減少していますが、これは、令和9年度末に公立保育所1施設の閉所を予定しているためです。

引き続き安定して事業継続していけるよう、人材確保対策の充実やICTの活用など、保育の質の維持・向上に努めます。

(3) 3号認定

①0歳

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			63	66	65	65	65
②確保 方策	市内	保育所（園） 認定こども園	77	77	77	74	74
		定員の弾力化	—	—	—	—	—
	市外	保育所（園） 認定こども園	0	4	4	4	4
②－①			14	15	16	13	13

②1歳

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			173	211	209	209	207
②確保 方策	市内	保育所（園） 認定こども園	189	189	189	177	177
		定員の弾力化	—	9	7	19	18
	市外	保育所（園） 認定こども園	10	13	13	13	12
②－①			26	0	0	0	0

③2歳

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			219	203	232	230	230
②確保 方策	市内	保育所（園） 認定こども園	207	207	207	192	192
		定員の弾力化	4	—	11	24	24
	市外	保育所（園） 認定こども園	8	12	14	14	14
②－①			0	16	0	0	0

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果から、市内の保育施設だけでは受け皿が不足する年度が見受けられますが、勤務場所の関係等で葛城市外の保育施設の利用を希望する方が一定数おられることに加え、定員を超えて受入れを行う「弾力化」を行うことで、受け皿が不足することはない見込みとなっています。また、令和10年度から受け皿が減少していますが、令和9年度末に公立保育所1施設の閉所を予定しているためです。

弾力化により、保育の質が低下することの無いよう、保育者の配置の調整や、人材確保に注力しながら、ICTの活用も進めるなど保育の質の維持・向上に努めます。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

- ・保護者の就労状況に関わりなく、こどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。

また、就学前教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校の教職員がこどもの情報を共有するなどの連携を図り、就学前教育・保育と、小学校教育との接続の一層の推進を図ってまいります。

- ・小学校入学時に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小一プロブレム）こどもがみられることから、就学前教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、両者の教育を円滑に接続し、学びの連続性・一貫性を確保した体系的な教育・保育を推進します。
- ・保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、ICTの活用など、必要な対応を検討し、改善に努めます。
- ・保育者の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療及び福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供及び助言等必要な支援を行う事業です。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業
- ・こども家庭センター型・・・妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成する事業

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置か所	1	1	1	1

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策（B）	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

こども・若者家庭センターが相談窓口となり、母子保健と児童福祉が一体となって、妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行います。保護者やこどもの心身の状態やニーズを把握したうえで、支援メニューを提案しサポートプランを作成することで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施していきます。

(2) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査補助券を交付します。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康診査回数	3,248	3,547	2,964	3,071
補助券交付件数 (延べ)	286	265	241	258

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	補助券 交付件数 (件/年)	274	272	271	269	269
	健康診査 回数 (回/年)	3,836	3,808	3,794	3,766	3,766
確保 方策 (B)	補助券 交付件数 (件/年)	274	272	271	269	269
	健康診査 回数 (回/年)	3,836	3,808	3,794	3,766	3,766
(B)－(A)		0	0	0	0	0
確保体制		妊婦が希望する県内外の産科医療機関及び助産院にて受診可能 0歳児の人口推計から算出 母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。				

※健康診査回数の見込みは、過去4年間の補助券交付件数に対する健康診査の実施回数が、交付1件に対して健康診査12回であったことから、補助券交付件数の12倍の数値としています。

【 今後の方向性 】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

また、受診対象者全員が受診できるように、見込まれる量に対して体制を確保します。

(3) 延長保育事業

【 概要 】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業所で保育を実施する事業です。

市内認可保育所等で、概ね1歳児以上の在園児を対象に実施しており、月極利用やスポット利用などの種別があります。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	157	160	194	169

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		183	180	179	175	175
確保方策（B）	利用者数（人/年）	183	180	179	175	175
	実施か所数（か所）	9	9	9	9	9
差引（B）－（A）		0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長してこどもを預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。

(4) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）

【 概要 】

保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	低学年	502	525	461	516
	高学年	220	162	183	163
定員		460	460	620	620

【 量の見込みと確保方策 】

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	808	820	810	824	808
1年生	209	218	203	230	199
2年生	217	203	211	197	222
3年生	180	188	175	183	171
（低学年 計）	606	609	589	610	592
4年生	130	124	129	121	126
5年生	48	67	64	66	62
6年生	24	20	28	27	28
（高学年 計）	202	211	221	214	216
確保方策（B）	860	860	920	920	920
差引（B）－（A）	52	40	110	96	112

新庄小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	294	292	282	286	279
1年生	67	70	65	74	64
2年生	70	65	68	63	71
3年生	71	63	58	62	57
（低学年 計）	208	198	191	199	192
4年生	50	53	47	45	48
5年生	26	29	30	27	26
6年生	10	12	14	15	13
（高学年 計）	86	94	91	87	87
確保方策（Ｂ）	280	280	280	280	280
差引（Ｂ）－（Ａ）	▲14	▲12	▲2	▲6	1

忍海小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	144	148	148	152	150
1年生	38	40	37	42	36
2年生	41	38	40	37	42
3年生	28	33	30	32	30
（低学年 計）	107	111	107	111	108
4年生	25	23	27	25	26
5年生	8	11	10	12	11
6年生	4	3	4	4	5
（高学年 計）	37	37	41	41	42
確保方策（Ｂ）	100	100	160	160	160
差引（Ｂ）－（Ａ）	▲44	▲48	12	8	10

新庄北小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	68	67	65	64	62
1年生	17	18	16	18	16
2年生	17	16	17	15	17
3年生	21	15	14	15	13
（低学年 計）	55	49	47	48	46
4年生	7	14	10	9	10
5年生	4	3	7	5	4
6年生	2	1	1	2	2
（高学年 計）	13	18	18	16	16
確保方策（B）	120	120	120	120	120
差引（B）－（A）	52	53	55	56	58

磐城小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	227	236	237	242	237
1年生	68	71	67	75	65
2年生	69	65	67	64	71
3年生	45	58	55	56	54
（低学年 計）	182	194	189	195	190
4年生	36	24	32	30	30
5年生	6	16	11	14	13
6年生	3	2	5	3	4
（高学年 計）	45	42	48	47	47
確保方策（B）	260	260	260	260	260
差引（B）－（A）	33	24	23	18	23

當麻小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	75	77	78	80	80
1年生	19	19	18	21	18
2年生	20	19	19	18	21
3年生	15	19	18	18	17
（低学年 計）	54	57	55	57	56
4年生	12	10	13	12	12
5年生	4	8	6	8	8
6年生	5	2	4	3	4
（高学年 計）	21	20	23	23	24
確保方策（Ｂ）	100	100	100	100	100
差引（Ｂ）－（Ａ）	25	23	22	20	20

【 今後の方向性 】

日々の利用人数としては、利用ニーズには今後も概ね現定員数で対応できるものと思われます。しかし、一部の地域では入会児童数の増加が見込まれることや長期休暇については利用ニーズが増加する傾向にあることから、専用施設の建設や学校空き教室の活用を図り、待機児童が発生しないよう柔軟に対応していきます。なお、一部の学童保育所においては不足が発生する見込みとなっておりますが、表中の「量の見込み」については申込人数の見込み数を記載したものであり、日々の利用人数は申込人数を下回ることや、定員については弾力的運用が可能なことから不足なく対応できるものと考えます。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

【 概要 】

保護者の疾病等により、家庭において養育を受けることが緊急一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所し、必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	0	34	15	10

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	19	19	19	19	18
確保方策（B）	21	21	21	21	21
差引（B）－（A）	2	2	2	2	3

【 今後の方向性 】

児童養護施設が遠方にあるため、緊急時の対応に備え、里親利用もできるよう努めます。

支援を必要としている家庭を利用につなげることで、安心して育児が継続できるよう支援していきます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。保育士などの専門職が訪問し、こどもの育ちの確認や育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消のため、子育て支援に関する情報や子育て中の親子が孤立しないよう必要に応じて継続支援につなげます。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間訪問人数	273	303	264	256

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	274	272	271	269	269
確保方策（B）	274	272	271	269	269
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

こども若者家庭センターが窓口となり、母子保健と児童福祉が連携を図り、乳児をもつ母親の育児に対する悩みや子どもに対する気持ちを受け止めながら、子育ての状況把握に努めます。

子育て世帯が孤立し不安に陥らないよう安心して子育てに情報や必要な支援、助言を行うために全戸訪問につとめていきます。

また、相談支援については、子育て世帯の多様なニーズに応じた支援を提供できるよう職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、事業内容を充実させていきます。

(7) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実件数	1	3	3	2
年間延べ訪問件数	8	21	25	7

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	年間延べ 訪問件数 (件/年)	15	15	15	15	15
確保方策 (B)	年間延べ 訪問件数 (件/年)	15	15	15	15	15
差引 (B) - (A)		0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

乳児家庭全戸訪問事業等で養育に関する支援が必要と判断される家庭に継続的に訪問し、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援していきます。また、相談支援や育児・家事援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

(8) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

親子が交流するための「つどいの広場」「年齢別つどい」をはじめ、葛城市福祉総合ステーションにおいても毎月1回「おでかけ広場」、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成など子育てを応援する事業を実施しています。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	5,794	5,971	8,927	11,168

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		12,696	12,725	13,262	13,187	13,128
確保方策（B）	利用者数 （人日/年）	12,696	12,725	13,262	13,187	13,128
	実施か所数 （か所）	2	2	2	2	2
差引（B）－（A）		0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

利用者のニーズに沿った地域子育て支援拠点を確保し、妊娠期の方、乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てをできる環境を提供していきます。

今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図りつつ、子育て支援員の資質向上を図っていきます。

(9) 一時預かり事業（幼稚園型・一般型）

【 概要 】

保護者の就労や疾病等の理由により、家庭での保育や育児が一時的に困難となったことを預かる事業です。本市では、未就園児を対象とした一般型一時預かり事業を保育所（園）及び認定こども園にて、在園児を対象とした幼稚園型一時預かり事業を幼稚園及び認定こども園にて実施しています。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園型	5,535	8,778	10,730	11,019
一般型	1	0	0	118

【 量の見込みと確保方策 】

①一時預かり事業（一般型）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	利用者数 (人日/年)	保育所 (園)・認定こども園	114	112	112	109	109
確保方策 (B)	利用者数 (人日/年)	保育所 (園)・認定こども園	114	112	112	109	109
	実施か所数 (か所)	保育所 (園)・認定こども園	3	3	3	3	3
(B) - (A)			0	0	0	0	0

②一時預かり事業（幼稚園型）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み (A)	利用者数 (人日 /年)	幼稚園・ 認定こ ども園	11,039	10,717	10,314	9,861	9,921
確保方 策(B)	利用者数 (人日 /年)	幼稚園・ 認定こ ども園	11,039	10,717	10,314	9,861	9,921
	実施か 所数 (か所)	幼稚園・ 認定こ ども園	7	7	7	7	7
(B) - (A)			0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

幼稚園・認定こども園における幼稚園型一時預かり事業は、1号認定利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、提供体制を充実していくとともに、未就園児を対象とする一般型一時預かり事業についても、保護者支援の一環として事業を継続し、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。



(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病気や病気治療中、病気回復期の生後6ヶ月から小学6年生までの、家庭での保育や育児が一時的に困難となったこどもを、病院等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士等が一時的に保育を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	16	55	123	174

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		169	169	168	166	165
確保方策（B）	利用者数（人/年）	169	169	168	166	165
	実施か所数（か所）	3	3	3	3	3
差引（B）－（A）		0	0	0	0	0

※市内1施設、市外の連携施設2施設

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、引き続き事業関係者との連絡調整及び共通理解を図り、事業を実施します。

(11) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

こどもが健やかに育ち、子育てをしている人が安心して生活できる環境づくりをするため、子育ての助けをしてほしい人（利用会員）・子育てのお手伝いをできる人（援助会員・両方会員）がそれぞれ会員となり、相互に助け合っていく事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育児支援総数	276	421	410	347

【 量の見込みと確保方策 】

未就学・小学生児童	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	350	351	349	344	342
確保方策（B）	350	351	349	344	342
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

多様化するニーズに適切に対応するため、講習会の実施等により援助会員の確保と資質向上を図ります。今後も、支援を必要とする方に情報が行きわたるよう努め、援助を図りながら活動内容の充実に努めます。

(12) 産後ケア事業（新規事業）

【 概要 】

母子保健法の改正（令和元年）により令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後ケアを必要とする、出産後1年未満の母親と乳児を対象に、宿泊型サービス、通所型サービス、訪問型サービスを実施する事業です。

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ 回数	宿泊型		7	12	28
	通所型		0	3	54
	訪問型				89

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	177	175	175	173	173
確保方策（B）	177	175	175	173	173
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援をしていきます。

(13) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

【 概要 】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・ 伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・ 経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
面談実施合計回数	556	571	488	508

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	548	544	542	538	538
確保方策（B）	548	544	542	538	538
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

いつでもかかりつけの相談機関とつながり、孤立することなく、身近で相談できる安心感を持って子育てを行ってもらえるよう実施していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)(A)	30	30	30	30	30
確保方策(延べ)(B)	30	30	30	30	30
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を行い、利用しやすい環境づくり、広報の充実、利用満足度の維持向上に努めていきます。



(15) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実人数) (A)	20	20	20	20	20
確保方策 (実人数) (B)	20	20	20	20	20
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

葛城市では、ふたかみ教室において中学生から若者を対象に実施していきます。

利用者の主体性を尊重しながら、安心した居場所となるよう努めていきます。

(16) 親子関係形成支援事業（新規事業）

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	35	35	35	35	35
確保方策（B）	35	35	35	35	35
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

従来から行っているBP1プログラム（親子の絆づくりプログラム）をこの事業に位置づけ、令和6年度からも引き続き子育て支援センターにて実施します。

(17) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）（新規事業）

【 概要 】

満3歳未満の未就学児を対象に、親の就労状況にかかわらず、月一定時間までの利用可能枠の中でこどもを保育施設等で預かる事業です。

令和8年度からの給付制度化に向けて受け入れ体制を整備するものとし、必要受入時間数、必要定員数を算出しました。

【 確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
〈必要受入時間数〉		1,580	1,673	1,664	1,656
0歳		271	270	268	268
1歳		598	594	592	586
2歳		711	809	804	802
〈必要定員数〉		11	11	11	11
0歳		2	2	2	2
1歳		4	4	4	4
2歳		5	5	5	5

【 今後の方向性 】

令和8年度からの給付制度本格実施を見据えて、令和7年度中に市内の私立保育施設において、試行的に事業を実施し、受け入れ体制の検討・整備を進めます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、私学助成による私立幼稚園の副食費について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、施設に対して保護者が支払うべき副食材料費を助成する事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給対象者数	17	17	11	1
対象施設数	3	2	1	1

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、引き続き事業を実施します。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。



第9章

計画の推進体制

1 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直し等のために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2 庁内体制の整備

本計画に基づく施策を推進するために、庁内関係各課による調整・連携を図るとともに、計画の進捗管理を定期的に行います。

また、市民に対して、広報誌やホームページ等により、子育て支援に関する広報啓発に努め、市民の理解と協力を得て施策を推進します。

3 地域における取組や活動の連携

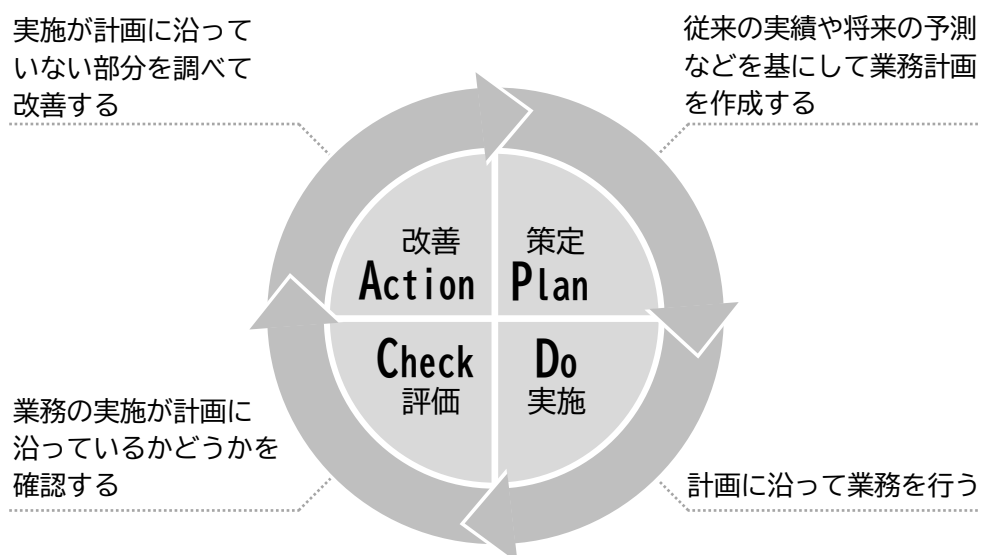
地域の様々な子育て活動の支援や関連機関との連携・調整を行い、地域ぐるみの子育て支援を促進します。

4 PDCAサイクルによる検証

本計画に定める各施策について、毎年度実績を把握し、子ども・子育て支援に係る施策等の動向や子ども・子育て会議の意見を踏まえた上で、PDCAサイクル「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」のプロセスを用いて計画の進捗状況の点検、中間評価を行います。

各年度の評価と改善状況の把握のために管理シート等を作成し、経年的に状況が確認できるようにするとともに、点検・評価の結果、必要に応じて施策の見直し等の措置を講じます。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 計画策定組織

(1) 葛城市子ども・子育て会議

平成25年6月28日

条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、葛城市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、こども未来創造部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年葛城市条例第33号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年条例第22号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第12号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

葛城市子ども・子育て会議条例

葛城市子ども・子育て会議委員名簿（令和7年3月31日現在）

委 員 名	職 種 等
山本 光男	学識経験者（教育）
松浦 幸恵	学識経験者（教育・保育・子育て支援）
古城 恵子	葛城市主任児童委員代表
布施 隆教	葛城市私立保育園代表
中川 純一	葛城市幼稚園園長会代表
田中 圭子	葛城市立幼稚園担当指導主事
金森 真由美	葛城市保育所主任代表
鈴木 雅晴	保護者代表（小学校）
西田 茉央	保護者代表（幼稚園）
葛本 結春	保護者代表（保育園）
石川 啓子	一般公募
巻幡 順子	一般公募
森本 結佳	一般公募
勝眞 由美	教育部長

(2) 計画策定の経過

葛城市子ども・子育て会議の開催状況等

期 日	協議事項等
令和5年11月22日(火)	令和5年度 第1回葛城市子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実績報告について ・第3期子ども・子育て支援事業計画について ・葛城市における子育て施策について ・その他
令和6年1月29日(水)～ 令和6年2月19日(月)	ニーズ調査(保護者対象)の実施
令和6年6月5日(水)～ 令和6年6月24日(月)	ニーズ調査(こども本人対象)の実施
令和6年8月29日(木)	令和6年度 第1回葛城市子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実績報告について ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係る事項 ①ニーズ調査(アンケート)の結果報告について ②計画骨子(案) ③計画(案) ④施策体系(案) ・葛城市における子育て施策について ①就学前児童の保育と教育に関する事項 ②学童保育所の長期休暇中の早朝保育時間について ・その他
令和7年1月16日(木)	令和6年度 第2回葛城市子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画(素案)について ・第8章 量の見込みと確保の方策について ・その他
令和7年2月26日(水)	令和6年度 第3回葛城市子ども・子育て会議 ・葛城市こども計画 第3期子ども・子育て支援事業計画(素案)に係るパブリックコメントについて ・その他

葛城市こども計画
第3期葛城市子ども・子育て支援事業計画
令和7年3月

発行：葛城市

編集：葛城市 こども未来創造部 子育て支援課

〒639-2197 葛城市長尾 85 番地

T E L 0745-44-3623

F A X 0745-48-3200